

第15回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和5年11月15日（水）
17：00～18：00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・令和5年度 孤独・孤立対策に資する NPO 法人等への調査

（2）分科会等

- ・分科会3（12月15日からの相談ダイヤル試行について）
- ・孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

3. 報告事項

- ・令和5年度第1回シンポジウムについて
- ・令和5年度第2回シンポジウムについて
- ・「つながりサポーター」養成の検討について
- ・令和5年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会について

4. その他

- ・「地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査」に係る中間報告会
- ・令和6年度当初予算案（孤独・孤立関係予算）、令和5年度補正予算案

5. 閉会

【配付資料】

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 令和5年度 孤独・孤立対策に資する NPO 法人等への調査 |
| 資料2 | 分科会3（12月15日からの相談ダイヤル試行について） |
| 資料3－1 | 孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進 |
| 資料3－2 | 官民・民民連携の取組推進（登録様式） |
| 資料4 | 令和5年度第1回シンポジウムについて |
| 資料5 | 令和5年度第2回シンポジウムについて |
| 資料6－1 | 「つながりサポーター」養成の検討について |
| 資料6－2 | 「つながりサポーター」養成第1回検討会資料 |
| 資料6－3 | 孤独・孤立「サポーター制度」の位置づけの整理とテキスト案 |
| 資料7 | 令和5年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会について |
| 参考資料1 | 「地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査」に係る
中間報告会 |
| 参考資料2 | 令和6年度当初予算案（孤独・孤立対策関係予算）、令和5年度補正予算案 |

令和5年度 NPO法人等の孤独・孤立対策に資する活動について アンケート調査 報告概要(案)

2023/11/15

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

1. 調査概要

■調査趣旨

令和4年度の本PFで実施された分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」の検討(中間整理)^{※1}のなかで、異分野や異なる手法の主体を接続し切れ目ない支援を可能にする「つなぎ」の役割の重要性が示された。また、今年度は「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査(内閣官房)」により、国の施策として「地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進」を目標としたNPO等の活動を熟知した中間支援組織への支援やモデル構築が取り組まれており、孤独・孤立対策の推進において「中間支援」の介在が重要な観点であると考えられる。

孤独・孤立対策推進法の施行を前に、より一層の官民連携の推進が求められるなかで、本調査は分科会2で示された「つなぎ」の役割に着目し、「つなぎ」の役割を果たす中間支援の介在によるNPO法人等の取組みへの効果や実態を調査することで、孤独・孤立問題の改善につなげるための多様な主体の連携を後押しする参考資料を得ることを目的とする。

※1 内閣官房HP「孤独・孤立対策官民プラットフォーム分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」中間整理(https://www.cas.go.jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/branch2022_2/index.html)」

■調査の対象等

(1)調査の対象

全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人/社会福祉法人/一般社団法人/一般財団法人/株式会社/任意団体等

(2)調査対象団体数

約10,000団体

(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員、NPO法人ポータルサイト登録団体、テックスープ・ジャパン登録団体等)

■調査の方法等

(1)調査期間

令和5年9月14日(木)～令和5年10月5日(木)

(2)調査の流れ

内閣官房→調査実施事務局※→調査対象団体

※調査は一般社団法人RCFに委託して実施

(3)調査の方法

①調査実施事務局から調査対象団体宛にオンライン回答フォームをメール送付

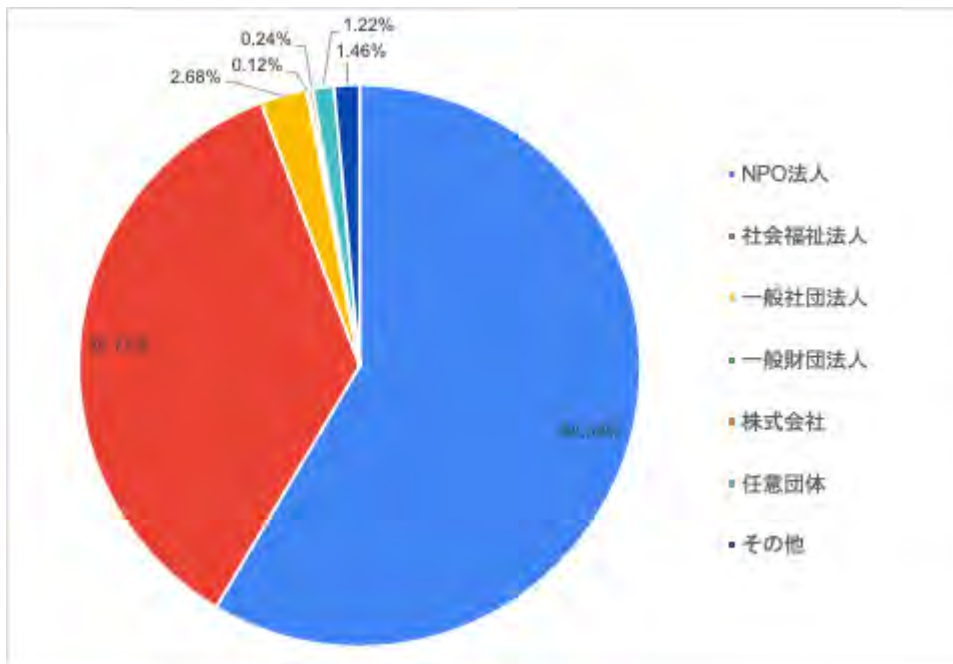
②調査対象団体はオンラインにより令和5年10月5日までに回答

(4)有効標本数

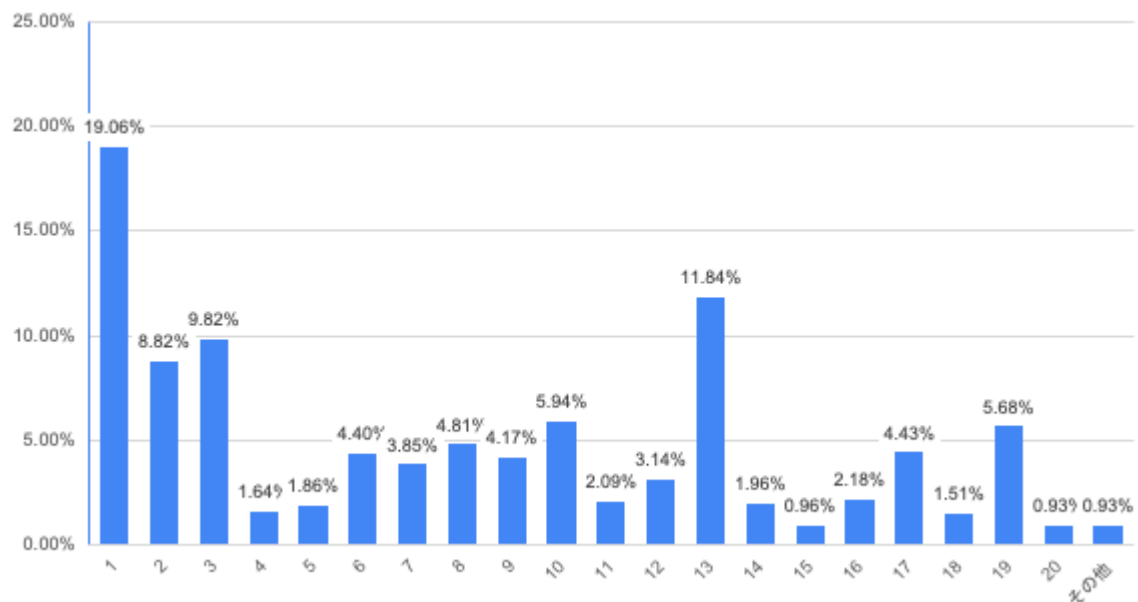
820サンプル

2. 回答者の情報

■法人格(n=820)



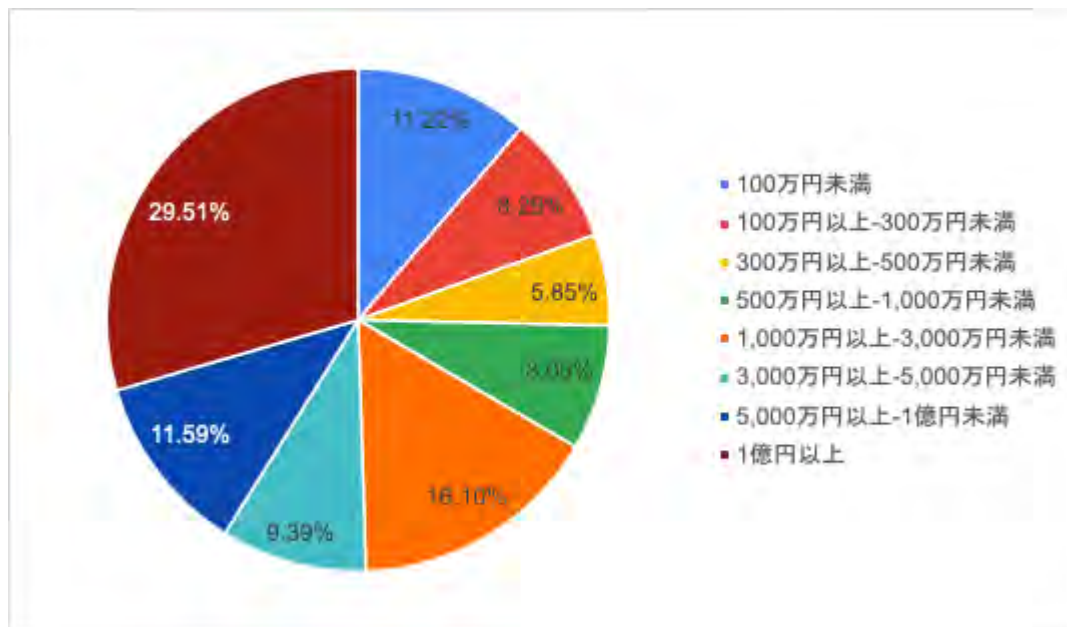
■活動分野(n=3117)



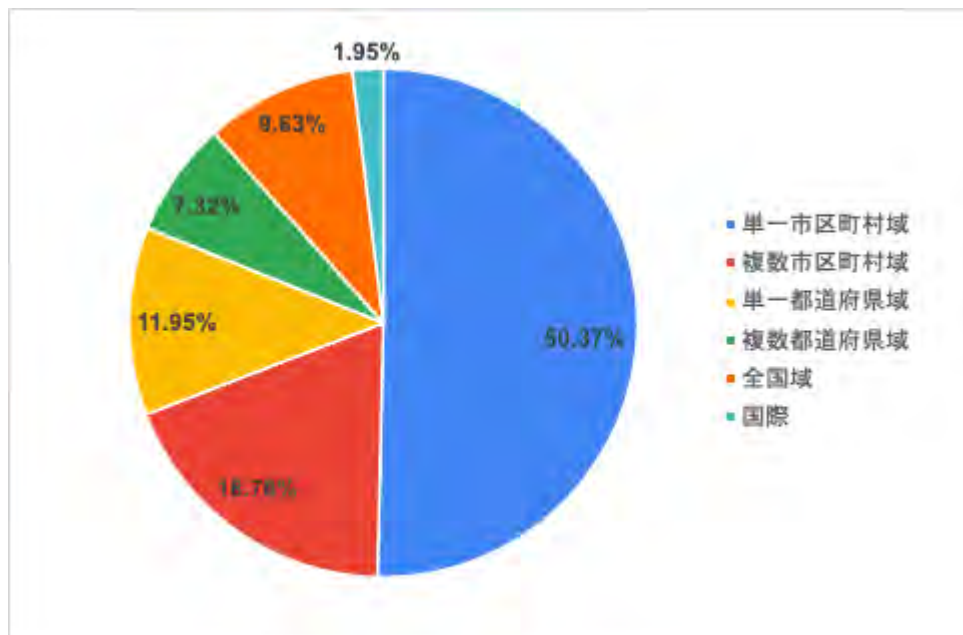
活動分野
1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動

5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
その他

■直近年度の財政規模(n=820)



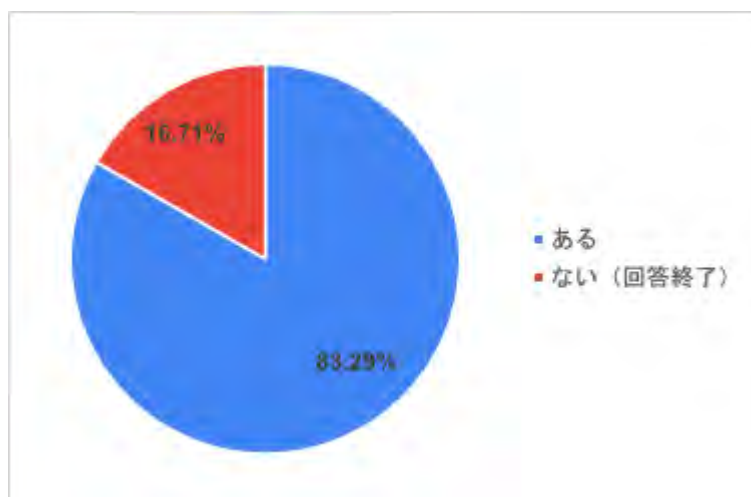
■活動対象エリア (n=820)



■他団体との連携経験有無 (n=820)

全回答団体のうち、「他団体等と連携をした取組みの経験」がある団体は83.29%にあたる683団体であった。

(設問) 他団体等(※)と連携をした取組みの経験はありますか



※以下のような団体・個人のことを指します。
 同分野の非営利組織
 他分野の非営利組織
 行政
 企業
 組合
 専門家・専門家組織
 研究機関
 学校等教育機関
 社会福祉協議会
 NPO支援センター
 自治会など地縁組織
 民生委員・児童委員
 など

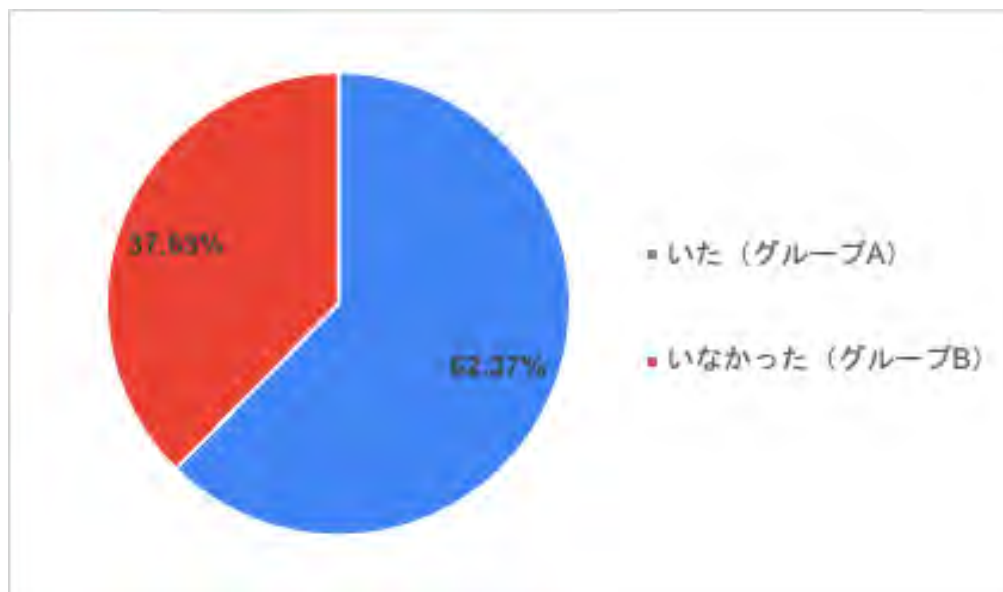
■「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」との連携有無(n=683)

「他団体等と連携をした取組みの経験がある」と回答した683団体のうち、「(表)中間支援機能」に示すようなコーディネート・ネットワークの役割を担った団体等との連携経験のある団体(グループA)は、62.37%にあたる426団体であった。反対に、そのような役割を持った団体等との連携経験が無いと回答した団体(グループB)は257団体であった。

▼(表)「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」(以下、「(表)中間支援機能」)

カテゴリ	機能
コーディネート	NPO法人等と他組織の調整・仲介・橋渡し
	NPO法人等(支援者)と個人(受援者)との調整・仲介・橋渡し
	人材、資金、情報等の資源とNPO法人等の仲介
ネットワーク	同分野や他分野組織の交流機会の創出等を目的としたネットワークの構築

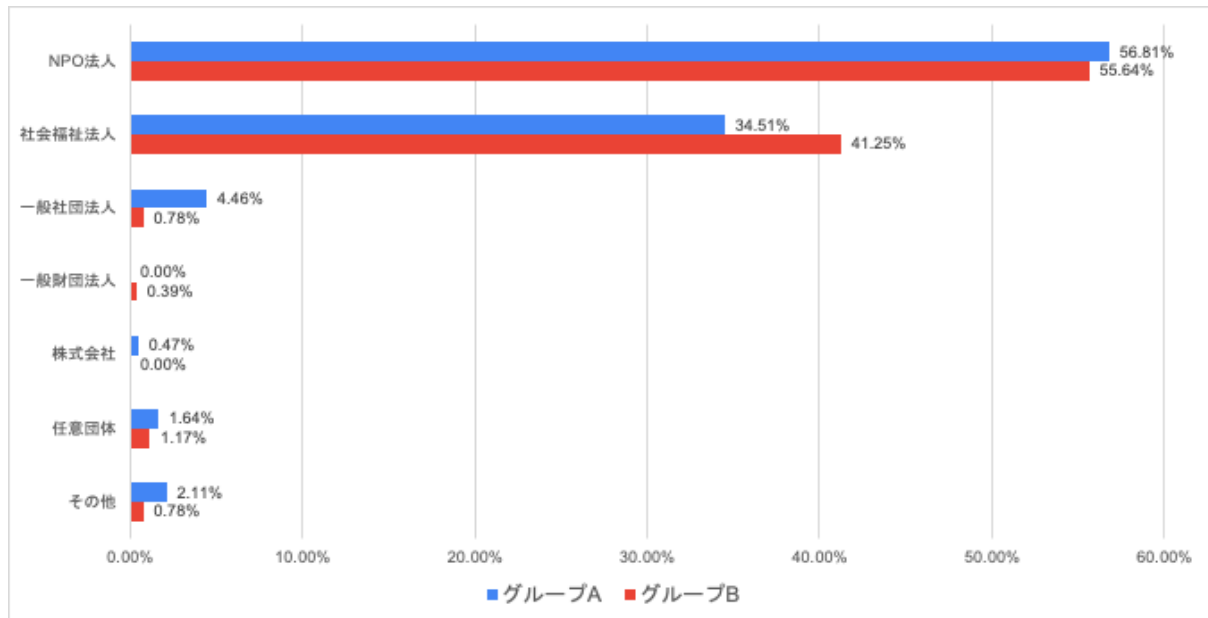
(設問)他団体等との連携で「(表)中間支援機能」に示す役割を担った団体や個人はいましたか



| 3. グループA・Bの回答者の基本情報

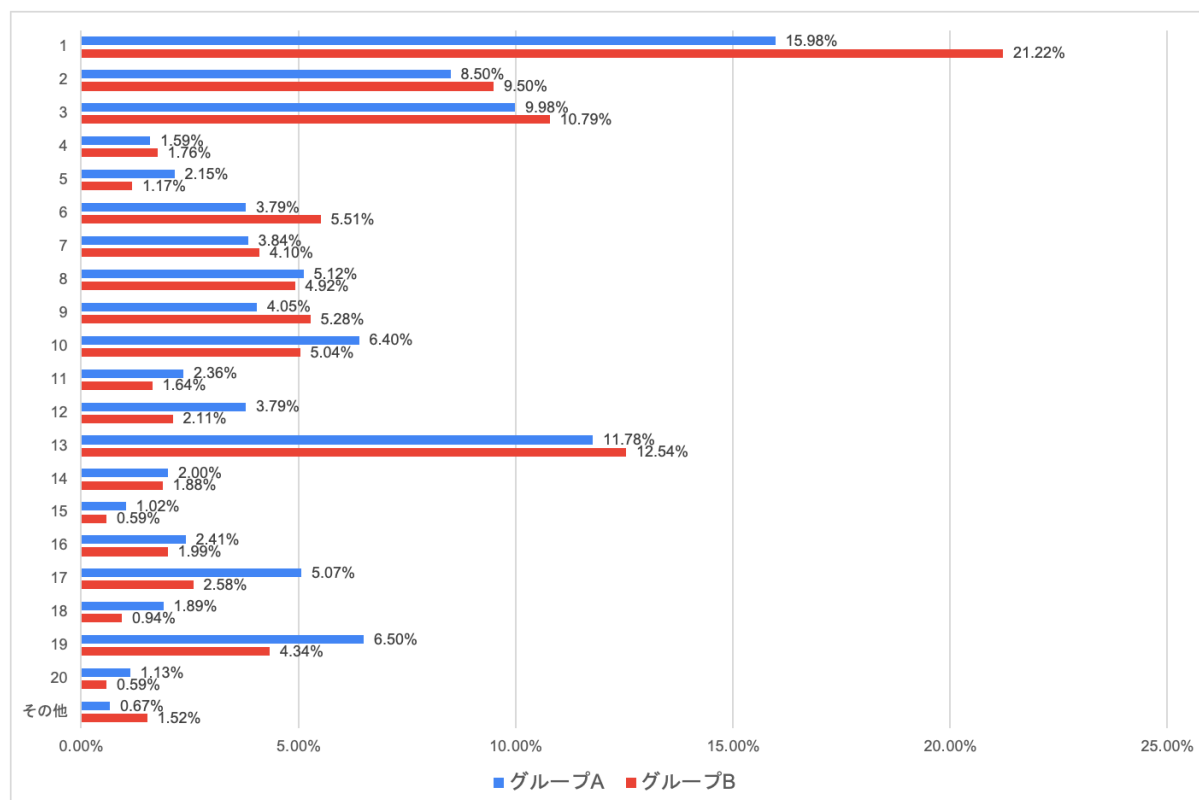
■法人格(グループA:n=426 / グループB:n=257)

グループBのほうが社会福祉法人の割合が高い。グループA・Bどちらも90%以上をNPO法人・社会福祉法人が占めている。



■活動分野(グループA:n=1953 / グループB:n=853)

最も多いのは(1)の分野で、次いで(13)(3)と続く傾向はグループA・Bともに共通している。グループAはそれに加えて(12)(17)(19)の分野も比較的高い傾向があり、グループBは特に(1)の割合がグループAよりも高い。

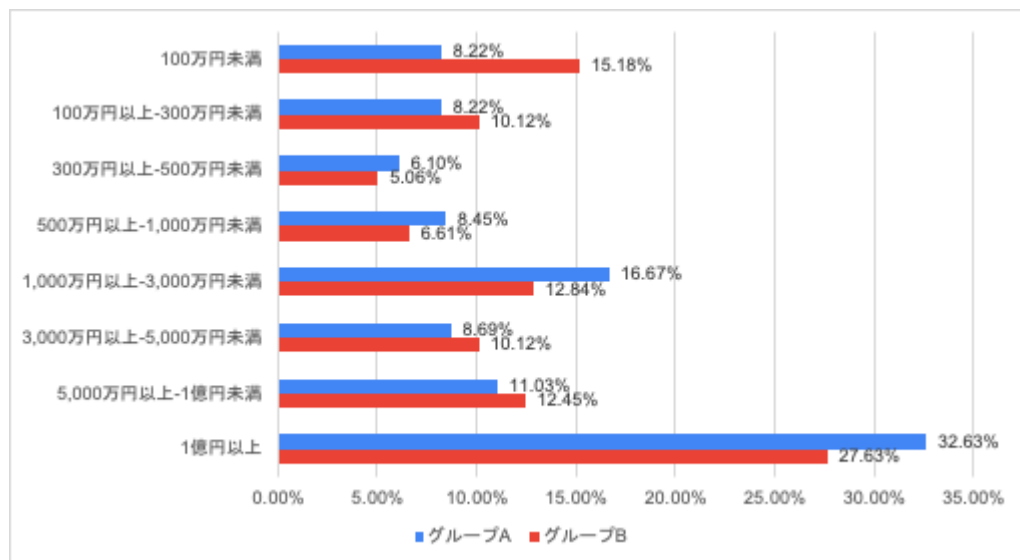


活動分野
1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動

15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

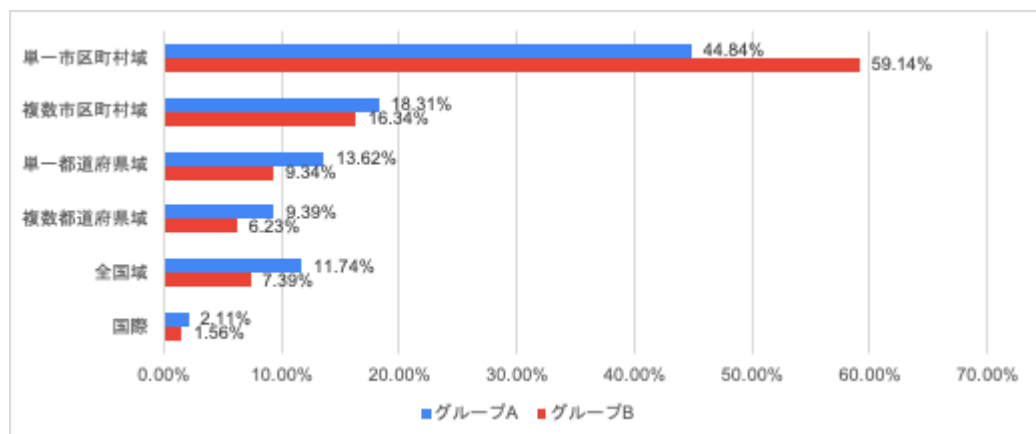
■直近年度の財政規模(グループA:n=426 / グループB:n=257)

財政規模が「100万円未満」の団体の割合はグループBが高い。



■活動対象エリア(グループA:n=426 / グループB:n=257)

グループAのほうが広域で活動する割合が多くなる傾向がある。

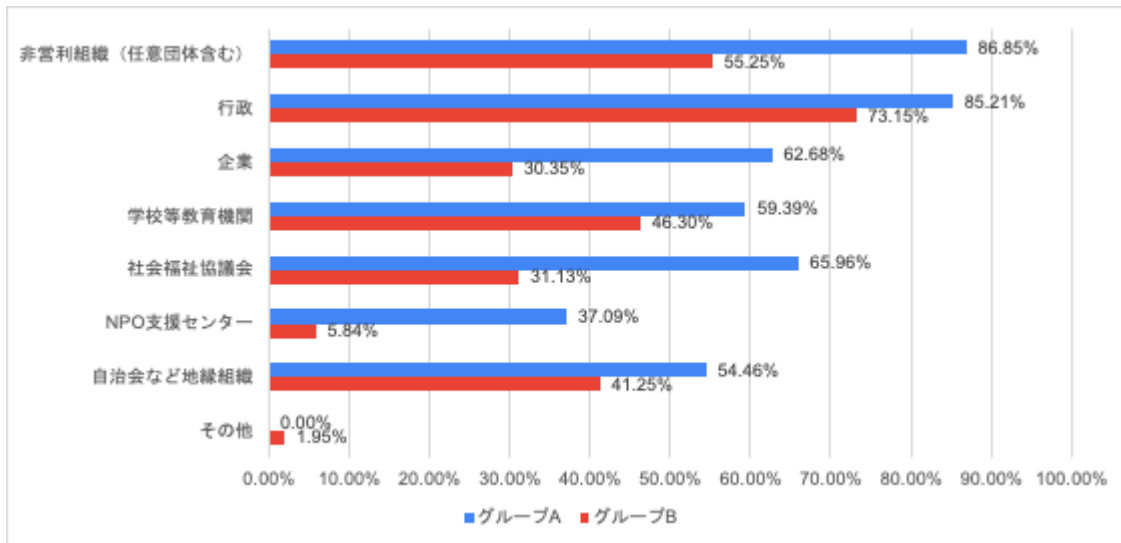


■連携先の属性(グループA:n=426 / グループB:n=257)

連携したことのある団体等の属性はどの項目もグループAのほうが高く、グループBに比べて

幅広い属性との連携がされている傾向がある。

(設問)これまでに連携した他団体等として当てはまるものをすべて選択してください。



4. 「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」の介在による取組みの幅の広がり(グループA:n=426 / グループB:n=257)

・どの項目でもグループAのほうが回答している割合が高く、「つなぎの役割を果たす中間支援機能」の介在があるほうが、他団体等との連携で様々な成果が「実現した」と実感しやすくなっている。

・グループAのなかで最も割合が高い項目は(7)で、次いで(1)(8)となっている。これらは「コーディネート/ネットワーク」機能によって特に実現しやすい成果と考えられる。

・(1)(7)(8)から、「コーディネート/ネットワーク」機能は「他団体との連携や情報連携のきっかけづくりに貢献すると考えられる。

・(5)の項目は他の項目に比べて比較的グループA/Bの回答の差が小さい。昨年度の調査結果で明らかになった組織単体で解決が特に難しい「資金と人材確保」の課題について、中間支援機能の介在有無に関わらず他団体との連携によって改善がみられている。「コーディネート/ネットワーク」機能によって他団体との連携のきっかけをつくることは、(5)の実現においても重要であると言える。

・(3)(4)(6)の項目は、取組みによる「課題解決」への貢献である。(7)(8)に比べてより具体的な課題解決の取組の効果になると実感する団体は少なくなるが、グループAのほうがグループBよりも成果の実現を実感する割合が高く、「コーディネート/ネットワーク」機能の介在が結果として課題解決にも貢献している可能性がある。

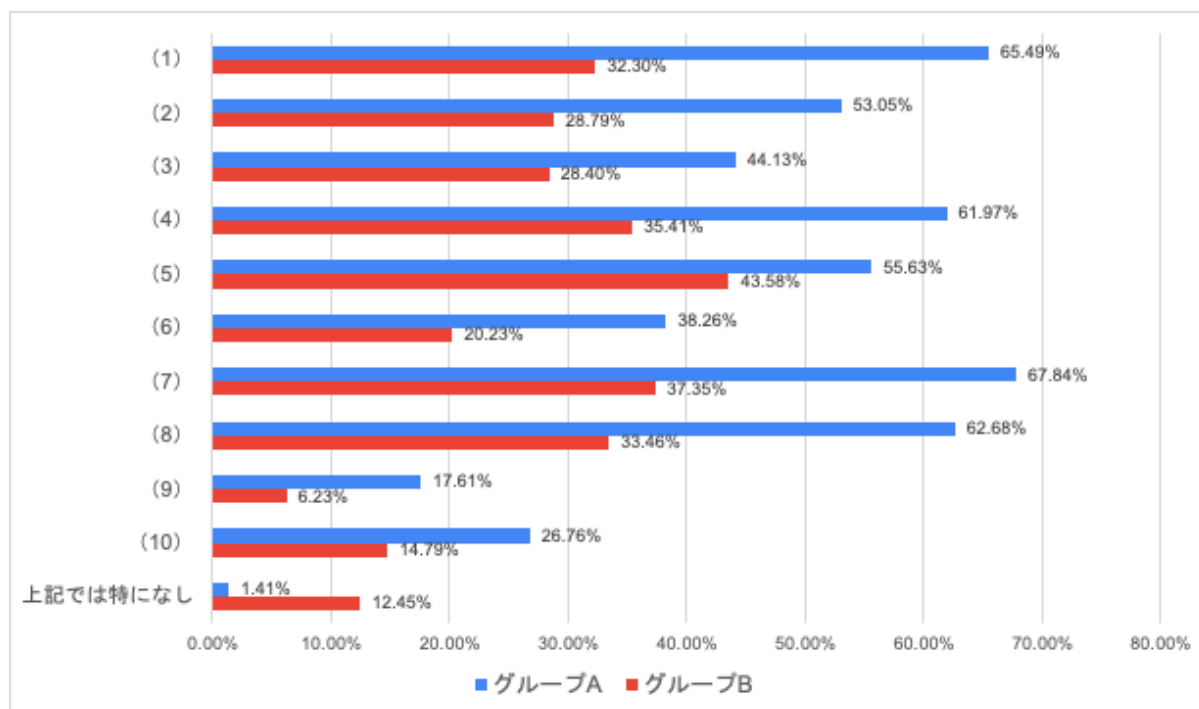
・(9)や(10)については「コーディネート/ネットワーク」機能や他団体との連携では実現しづらい成果であると考えられる。

・自由記述からは、グループA/Bともに「団体や活動の信頼性向上」といった新たな効果の視点が得られた。また、グループAのなかでは「手が出せなかった分野の実現と就労などの受入れなど予想していなかったことの効果があった」や「地域にない資源につないでもらうことで、解決困難な課題の解決や改善を図ることができた」など、「コーディネート/ネットワーク」の中間支援機能の介在によって新たな取組みや資源への接続へ貢献している事例がみられた。

(設問:グループA)「(表)中間支援機能」に示す役割を担った団体や個人と連携することで実現したこと(※)があれば、すべて選択してください。

(設問:グループB)自団体以外他団体等と連携することで実現したこと(※)があれば、すべて選択してください。

※連携により実現する効果等10項目を事務局にて設定



#	実現したこと
(1)	これまで連携する機会がなかった組織と連携が生まれた
(2)	自団体では補えない業務を担える組織との連携が生まれ、取組みの効率化ができた
(3)	これまでアクセスできていなかった支援対象者へのアクセスが確保でき、支援対象の数や属性の拡大が実現した
(4)	他組織と連携することにより自団体のみではできない支援手法や課題解決手法の実施が可能になった
(5)	自団体だけでは確保できなかった資源（人材・資金・活動場所等）が得られた
(6)	支援活動や課題解決のための取組みの実施頻度を増やすことができた
(7)	他組織とのネットワークが拡大し、自団体にはなかった知見や情報が得られるようになった
(8)	他組織とのネットワークが拡大し、他組織との交流機会が生まれた
(9)	事業計画や事業評価の知見を得て、自団体の人材育成や事業立案/運営能力の向上に繋がった
(10)	取組みの成果をまとめ、自団体の成果を対外的に発信することができた

（自由記述による「実現したこと」の回答※抜粋）

【グループA】

<団体や活動の信頼性向上>

- ・助成金や補助金を活用するうえで、友好的な資金の活用ができた。第三者認定を受けることにより、信頼も深まった。
- ・地域でのつながりが見つかり、法人としての信頼度が上がったような気がする
- ・信頼ある企業の方々が見守りに入ってもらう事で、保護者からの信頼を得られたと思う。
- ・上記によって新しい事業の内容が充実しつつあるが、平時の取組みでも信頼関係がより深まった。

<事業や活動機会の拡大>

- ・医療通訳の必要性を理解して頂きたい機会になった。
- ・市の関係機関と連携することで子どもの活動範囲が広がった。
- ・2019年資金難になり傾きかけた当団体だが、様々な団体と連携し法人の基盤を安定させ、

なおかつ事業を拡張できた

- ・自団体だけでは賅えない資金を、助成金を活用して活動対象者や範囲が広がった
- ・支援年層の拡大、課題の解決拡大、未知領域の支援の知識指南、自己メンタルの安定
- ・ひきこもりがちな生活困窮者の居場所としてのボランティアサロンの開設において、就労支援に長けた事業者とのネットワークにより多様な当事者を巻き込むことができた。
- ・手が出せなかった分野の実現と就労などの受入れなど予想していなかったことの効果があった

た

- ・連携することにより、支援体制を強化することができるようになった。
- ・行政の施策が新たに生まれ、受益者にとってより良い社会環境になった
- ・連携することで、事業を1つ実施することができた。

<課題解決・改善／支援対象拡大の実現>

- ・地域にない資源につないでもらうことで、解決困難な課題の解決や改善を図ることができた。
- ・認知が広がり活動の理解が広がったことで、連携により受益者の安全やより良い支援につながった。連携先が増えたことで利用対象以外の方を断らずに他団体へご紹介できた。お互いの交流によりノウハウ提供やケース共有により迅速な対応ができた。
- ・中間支援機能に示す役割を担った団体等からの連携を受け、当法人が後見人の受け皿となった事例が多数あります。結果、当該個人の孤独・孤立解消につながりました。
- ・B型事業所にて就労訓練が可能となり、障害者枠の就職者が徐々に生まれた
- ・町内会や地域の支え合い活動団体と連携し、生活課題を抱える方に対する支援を強化することができている。また、困りごとを抱える方を早期に発見し、支援につなげることができている。

<情報の獲得>

- ・支援や施設運営に迷った時、他では具体的にどう対応しているのか教えてもらえる。
- ・他のNPOやNPOを支援する企業などからの話が聞け、当団体で扱っている分野以外の社会問題を知ったり、プロボノや専門家とのネットワークが構築できた。
- ・日本にとどまらず、同じ社会課題に取り組む世界の非営利組織と情報交換が出来た。

<その他>

- ・災害発生時の全国的な支援の実現

【グループB】

<団体や活動の信頼性向上>

- ・社会的な信用を得られた
- ・地域ので評価が上がりました。
- ・行政と連携することにより、事業の信頼性が高まった。

<事業や活動機会の拡大>

- ・企業との連携で、自団体の課題解決に共感していただいて、新しい取り組みをはじめただけだ。
- ・地域の有償ボランティア組織の立ち上げ

<課題解決・改善／支援対象拡大の実現>

- ・民生委員さんと協力して認知症カフェを継続して実施できた。
- ・ひとり親世帯へのお弁当配布等で、受益者への周知を市の子ども子育て課や新聞社、民生委員、福祉課職員が手伝ってくれたことで申込者の増加につながり、支援が必要な方と顔と顔の見える関係性が広がりました。
- ・利用者の中でいろいろな所を利用する機会が増えた。
- ・多面的なステークホルダーが一堂に会する機会が増えた。患者支援のための役割分担をする機会を何度か得られた。
- ・5企業と地域見守り活動の協定を締結することで、日常業務の中で気にかけて下さり、通報・相談いただける仕組みができている。また、行政、区長、民生委員児童委員、福祉委員と連携を密にすることで、見守りの目が増え、孤立死疑いのある方への安否確認をより迅速に行える

ようになった。

<情報の獲得>

- ・各種職員研修の機会が多くなった
- ・情報交換や共有ができ、適正な支援を考えられることに繋がった。
- ・世代間の子ども支援のとらえ方や参加者募集のための周知方法(HP/SNSやFBなどの活用方法を活動に生かすことを理解する事ができた
- ・異世代の価値観の違いなどを知ることが出来た。

<その他>

- ・広域での支援ネットワークの中で、役割分担ができている。
- ・ビジネスマッチング
- ・知識の拡充
- ・大雨災害にて避難者の安否確認など連携が取りやすくなった。
- ・政策提言、具体的にはパートナーシップ宣誓制度の実現への働きかけ
- 危機管理課との連携により、災害用備蓄食糧のローリングの時に生活困窮者支援を目的として、入れ替え分を提供していただけるようになった。
- ・調査研究報告書の作成

■連携したことのある団体数(グループA:n=426 / グループB:n=257)

・グループAのほうがグループBよりも、これまでの連携団体等の数が多い傾向がみられる。
「コーディネート/ネットワーク」機能をもった団体等との連携経験があるほど、連携先の数も増加する傾向があると言える。

(設問)これまでにいくつのお他団体等(※)と連携しましたか。おおよその連携した団体の数を記入してください。

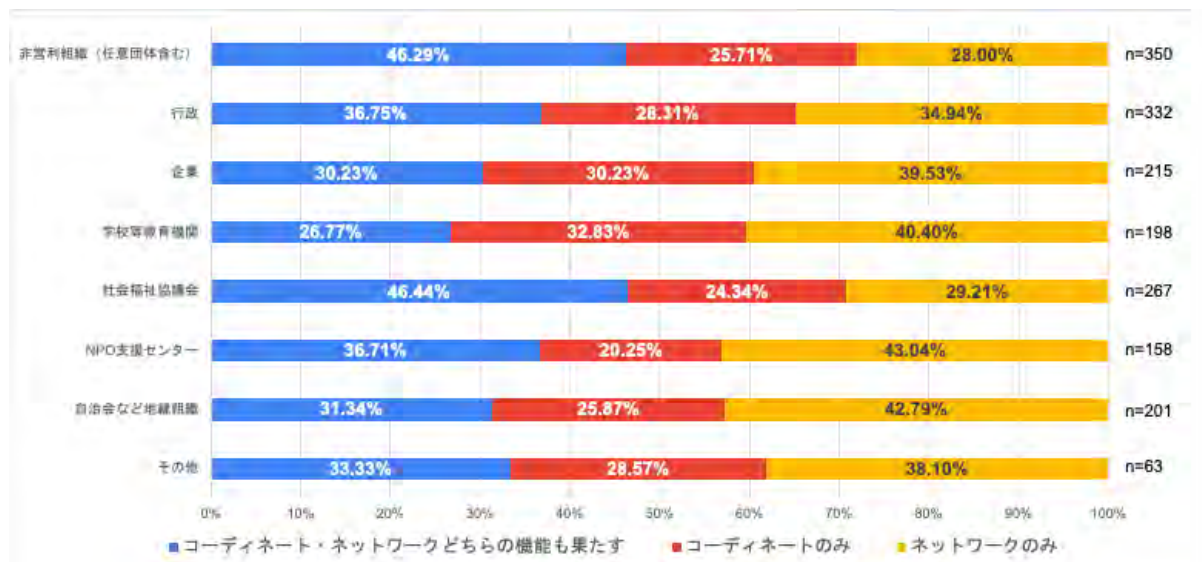


5. 「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」の特徴

■連携先の属性ごとの役割(グループA:n=426)

- ・取組みのなかで「コーディネート/ネットワーク」機能を担った団体等の特徴として、「つなぎ」の役割を果たしている団体は「非営利組織」「行政」「社会福祉協議会」の順が多い。
- ・それぞれの連携先の役割として、「非営利組織」「社会福祉協議会」は比較的コーディネート・ネットワークどちらの役割も担っている傾向がある。
- ・「学校等教育機関」「企業」はコーディネート・ネットワークどちらか一方の役割で連携に関わる傾向もある。
- ・「NPO支援センター」「自治会など地縁組織」はネットワークの役割で連携に関わる傾向がある。
- ・様々な属性の団体等が、それぞれの得意領域で「コーディネート/ネットワーク」機能の役割を担うことが可能なのではないかと。

(取組みにおいて中間支援機能の役割を担った団体の属性)×(役割)



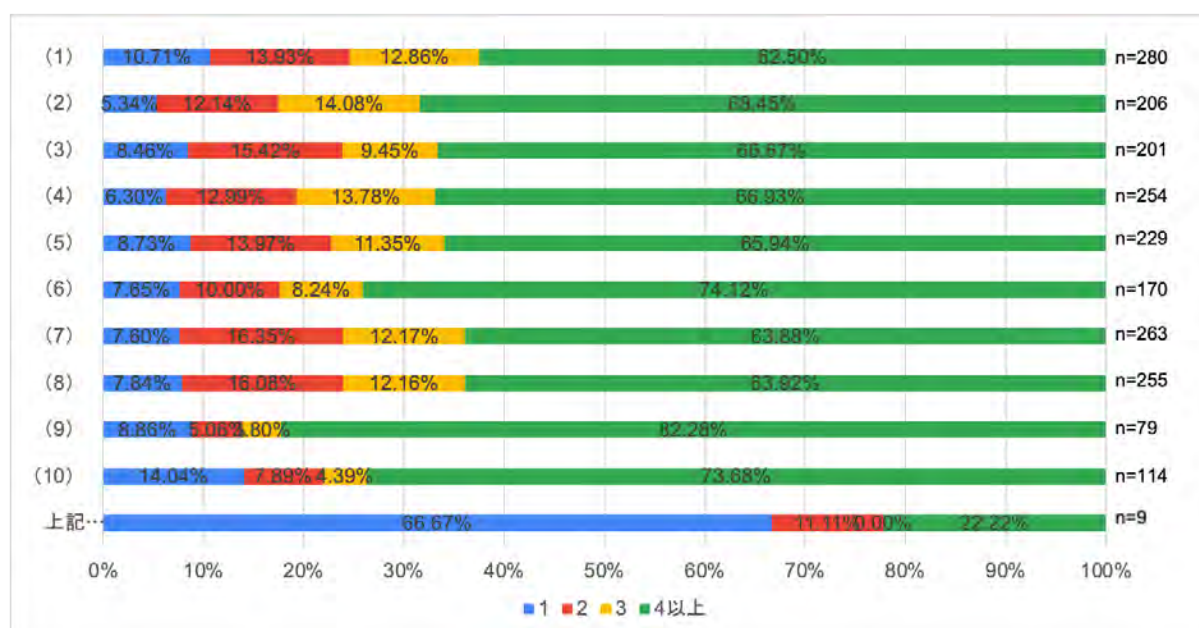
6. 特定の取組みにおける連携団体数と実現した効果

グループAにおいて、「コーディネート/ネットワーク」機能を持つ団体が複数介在するほど、様々な成果の実現を実感しやすくなる。

(設問) 他団体等(※)との連携した取組みで、「(表) 中間支援機能」に示す役割を担った団体や個人はいくつありましたか。複数の取組みがある場合は、特定の1つの取組みについて教えてください。

×

(設問) 上記で回答した取組みで、実現したことがあれば、すべて選択してください。



#	実現したこと
(1)	これまで連携する機会のなかった組織と連携が生まれた
(2)	自団体では補えない業務を担える組織との連携が生まれ、取組みの効率化ができた
(3)	これまでアクセスできていなかった支援対象者へのアクセスが確保でき、支援対象の数や属性の拡大が実現した
(4)	他組織と連携することにより自団体のみではできない支援手法や課題解決手法の実施が可能になった
(5)	自団体だけでは確保できなかった資源(人材・資金・活動場所等)が得られた
(6)	支援活動や課題解決のための取組みの実施頻度を増やすことができた
(7)	他組織とのネットワークが拡大し、自団体にはなかった知見や情報が得られるようになった
(8)	他組織とのネットワークが拡大し、他組織との交流機会が生まれた
(9)	事業計画や事業評価の知見を得て、自団体の人材育成や事業立案/運営能力の向上に繋がった
(10)	取組みの成果をまとめ、自団体の成果を対外的に発信することができた

7. 現地調査に向けた方向性およびスケジュール

■現地調査企画概要

- ・アンケート調査の結果から、「コーディネート/ネットワーク」機能（「つなぎ」の役割の中間支援機能）が介在することによって、団体の取組みに様々な成果の実現がみられることがわかった。
- ・また、「コーディネート/ネットワーク」機能を多様な属性の団体が担っていたり、特定の団体ではなく複数の団体がそれら機能を担いながら連携し、取組みを実施することで、取組みの幅を広げることができていることもみえた。
- ・「コーディネート/ネットワーク」機能と一口にいても、取組みの目的や機能を提供する団体等の属性によって異なる手法や工夫があると推察される。現地調査による個別事例の深掘りによって、「コーディネート/ネットワーク」機能がどのような手法/工夫で提供されるのかを調査し、今後の多様な連携の促進に貢献する資料を得たい。
- ・また、様々な団体の連携の取組みを推進する本質的な目的としては、受益者へ必要な支援が届くこと、課題解決に繋がることであると考え。「中間支援機能を持った団体との連携によって『支援対象者の拡大』『支援手法/課題解決手法の拡大』等が実現した」といった受益者や手法の拡大の実現について回答した団体を抽出し、個別事例の深掘りをもとに「コーディネート/ネットワーク」機能の介在がどのように取組みの量的/質的な拡大に貢献し得る可能性があるのかを調査したい。

■今後のスケジュール

日程	スケジュール
11/上旬～	・アンケート調査結果の分析実施、結果概要の作成 ・結果を踏まえた現地調査企画
11/15(水) 幹事会	アンケート調査結果概要および現地調査実施に向けた方向性等を報告
11/下旬～	現地調査実施
1/17(水) 幹事会	現地調査結果概要を報告
1/下旬	調査報告書納品（アンケート＋現地調査）

分科会 3 幹事団体打ち合わせ アジェンダ

2023 年 11 月 13 日

11:00 - 12:00

オンライン

■本日の打ち合わせ趣旨

- ①今年度の孤独・孤立相談ダイヤルの試行実施について
- ②試行実施体制に関する御連絡

□①今年度の孤独・孤立相談ダイヤルの実施について

- ・今年度の試行実施期間等に関する概要について御報告

□②試行実施体制に関する御連絡

- ・試行実施の具体的な運用体制に関して、事務局より御説明
(社会的包摂サポートセンター 遠藤事務局長様)

■次回打ち合わせ

・

令和 5 年 9 月 1 9 日

「孤独・孤立相談ダイヤル」に御協力いただいている皆様

内閣官房孤独・孤立対策担当室

年末年始期間における「孤独・孤立相談ダイヤル」への協力依頼について

「孤独・孤立相談ダイヤル」の実施につきましては、日頃より皆様の御協力を頂き、誠に有難うございます。

さて、先日お伝えしたところではございますが、「孤独・孤立相談ダイヤル」は、利用者のニーズが高まる年末年始を含む、12月15日(金)午前9:00～1月4日(木)午前9:00の期間における試行実施を予定しています。

つきましては、御多忙な時期とは存じますが、以前より「孤独・孤立相談ダイヤル」に御協力いただいている皆様に、是非御協力をいただければと考えております。

御協力いただける場合には、相談の対応をしていただける時間帯について、シフト調整表(別紙1)に必要事項を御記入のうえ、10月13日(金)までに御提出いただけますと幸いです。

なお、御協力いただく際の機材の貸与、相談員やコーディネーターの方への謝金の支払い等につきましては、別紙2～4を御参照ください。

御不明な点等がございましたら、適宜御連絡ください。

大変お忙しいところ恐れ入りますが、何卒御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

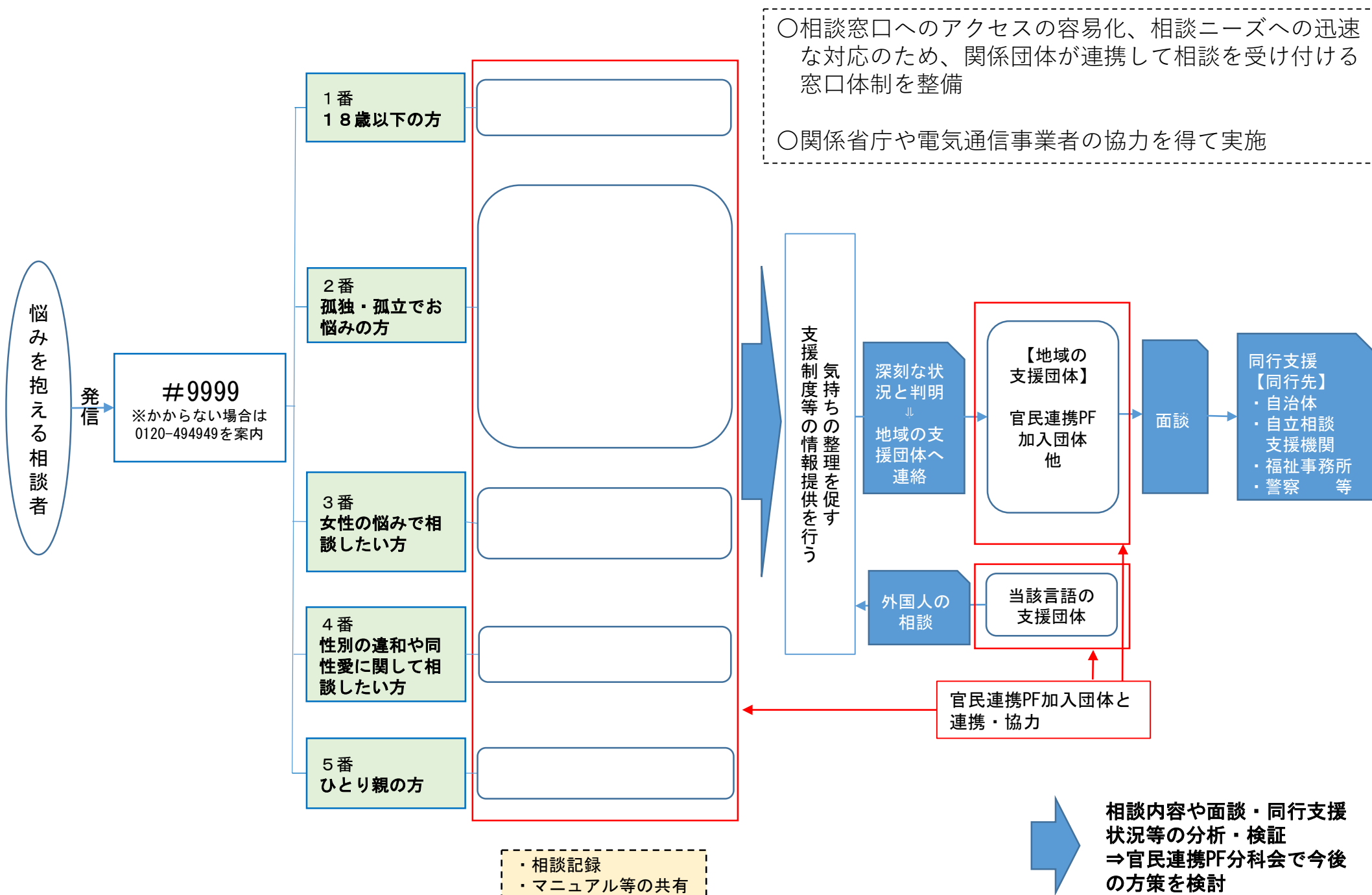
本件連絡先

内閣官房孤独・孤立対策担当室

松木、奈倉、松川

直通 03-3581-4537

「孤独・孤立相談ダイヤル#9999」試行（令和5年度）イメージ図



○相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、関係団体が連携して相談を受け付ける窓口体制を整備

○関係省庁や電気通信事業者の協力を得て実施

孤独孤立相談ダイヤル第一回企画会議

1 参加団体の状況（詳細は別紙 1）

1 2 団体 6 9 拠点

団体名	拠点数
NPO ホットライン信州	3
一般財団法人メンタルケア協会	22
一般社団法人宮城県社会福祉士会	1
栃木県社会福祉士会	2
群馬県社会福祉士会	3
東京都社会福祉士会	1
千葉県社会福祉士会	1
鹿児島県社会福祉士会	1
一般社団法人日本産業カウンセラー協会	15
生活困窮者自立支援全国ネットワーク	4
川崎市社会福祉協議会	1
チャイルドライン支援センター	12
社会的包摂サポートセンター	3 回線

2 回線の想定

内容	回線数	対応時間・方法	対応団体等
孤独孤立何でも相談	1～5 回線 24 時間	9 時～21 時 5 回線（年末年始は 3 回線） 深夜早朝 1 回線	PF 参加団体 ワーカーズコープ
女性の悩み相談	1 回線	9 時～15 時	サポートセンター
セクシュアルマイノリティの悩み相談	1 回線	検討中 （電話数が多く見込まれる、夕方の時間帯としたい）	サポートセンター
外国語（留守番電話）	1 回線	留守録で対応し、コーディネーターから折り返す形式をとる。別紙 2	サポートセンター
オンライン相談窓口	1 か所	検討中（複数日、各 6 時間程度） デジタル空間にブースを設け、居場所と相談室を同時に進行する形式を想定	PF 参加団体で検討中
18 歳未満からの相談	1 回線	未定	チャイルドライン
シングルマザーの悩み相談	1 回線	未定	しんぐるまざあずふ おーらむ

3 稼働に伴う検討項目

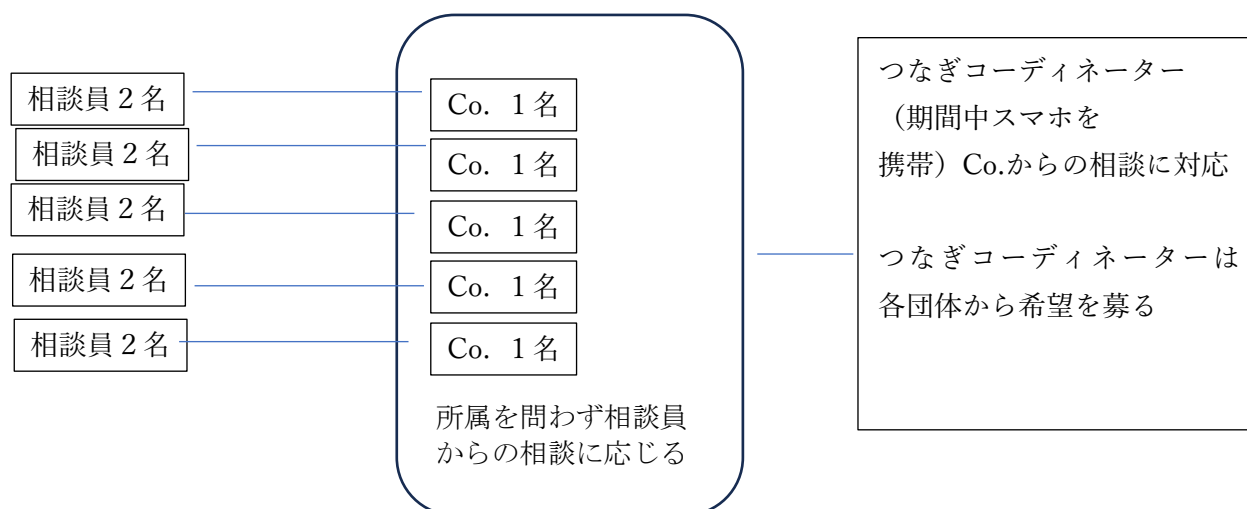
① 18歳未満及びシングルマザーの相談対応について

② シフト調整のお願いをすることについてのご確認

- ・団体からいただいたシフトは別紙3のとおり
- ・ばらつきがあまりに大きいため、シフト調整のお願いを行いたい
- ・各団体で1団体を24時間担当していただく日を作っていただく方向でお願いしたい

③ コーディネーターの配置の想定

昨年度は、相談対応は、相談員2名とコーディネーター1名が1組で行い、つなぎ対応のための つなぎコーディネーターがzoomに常駐していたが、今年度は各団体のコーディネーターの皆さんが第一次の相談員の相談を受ける形としたい。



④ 打ち合わせ及び説明会実施

- ・つなぎの方法含めたコーディネーター打ち合わせ 11月29日または30日 17時以降 (ビデオ視聴可)
- ・機材等事前説明会

リモート電話対応 30分間、相談表システム入力等15分 あらかじめビデオ視聴を可とするので、質疑応答の日程を調整

⑤ パソコンおよび執務環境のセキュリティチェック (別紙4) を行いたい

4 スケジュール ※日付は予定です

予定期日	内容	備考
11月15日以降	団体シフト調整依頼	
11月27日	シフト締め切り、NTT 回線設定	
11月29日 (30日)	コーディネーター打ち合わせ	資料は事前に送付します
12月1日	PC 等発送	
12月6日 (8日)	機器等事前説明会	
12月15日	相談ダイヤルスタート	

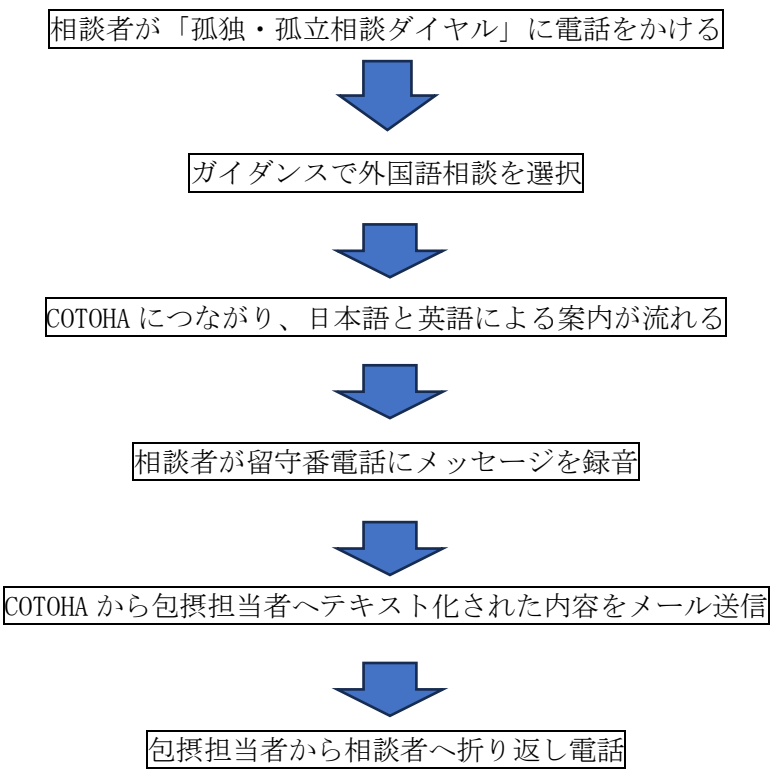
別紙1 参加団体

	団体名	拠点名
1	NPO ホットライン信州	にっこりひろば（長野事務所）
		NPO ホットライン信州(松本本部事務所)
		居住支援法人 Toiro Base(上伊那郡箕輪)
2	一般財団法人メンタルケア協会	札幌事務所
		宮城実行委員会
		東京第1
		千葉実行委員会
		埼玉実行委員会
		横須賀実行委員会
		富山事務所
		山梨実行委員会（12/16）
		山梨実行委員会（12/23）
		石川実行委員会
		大阪実行委員会
		兵庫実行委員会
		福岡実行委員会
		熊本実行委員会
		栗田明宏（個人参加）
		金井優（個人参加）
		窪田由樹（個人参加）
		神田満（個人参加）
		宮崎実行委員会
		関口啓之（個人参加）
		稲葉実（個人参加）
		萩原裕貴（個人参加）相談員としてのみ
3	一般社団法人宮城県社会福祉士会	宮城県社会福祉士会
4	栃木県社会福祉士会	栃木県社会福祉士会 1
		栃木県社会福祉士会 2
5	群馬県社会福祉士会	前橋市
		高崎市
		吉岡町
6	東京都社会福祉士会	東京社会福祉士会
7	千葉県社会福祉士会	中央区基幹相談事務所

8	鹿児島県社会福祉士会	鹿児島県社会福祉士会事務局
9	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	東北支部 岩手事務所
		東北支部 仙台
		上信越支部 新潟事務所
		上信越支部 長野事務所
		東関東支部 柏事務所
		東京支部
		神奈川支部
		中部支部
		中部支部 静岡事務所
		中部支部 北陸事務所
		中部支部 三重事務所
		関西支部 事務所
		四国支部
		四国支部 高知事務所
		四国支部 徳島事務所
		四国支部香川事務所
10	生活困窮者自立支援全国ネットワーク	社会福祉法人生活クラブ
		一般社団法人釧路社会的企業創造協議会
		NPO 法人抱樸
		社会福祉法人グリーンコープ
11	川崎市社会福祉協議会	川崎市総合福祉センター
12	チャイルドライン支援センター	ひろしまチャイルドライン（広島）
		チャイルドライン支援センター（青森）
		いずみこども AID（チャイルドラインいずみ）
		しずおかチャイルドライン
		福岡事務所（「もしもしキモチ」
		チャイルドラインとんだばやし
		チャイルドラインおおいた
		チャイルドヘルプライン MIE
		子ども NPO はらっぱ
		チャイルドラインあいち
		チャイルドライン OSAKA
		チャイルドヘルプライン MIE（くまの）

別紙2 COTOHA Voice DX Basic

※利用のイメージ



別紙3

		A	B	C	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG
孤独・孤立相談ダイヤル(年末年始稼働)シフト予定													希望あり		追加希望が必要な時間帯																	
2	一般財団法人メンタルケア協会																															
月	日	曜日	拠点名	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00				
12	15	金	5 札幌事務所																													
			10 横須賀実行委員会																													
			14 石川実行委員会																													
			15 大阪実行委員会																													
			19 栗田明宏(個人参加)																													
			20 金井優(個人参加)																													
12	16	土	6 仙台実行委員会																													
			9 埼玉実行委員会																													
			11 富山実行委員会																													
			山梨実行委員会 (12/16)																													
			14 石川実行委員会																													
			15 大阪実行委員会																													
			19 栗田明宏(個人参加)																													
12	17	日	6 仙台実行委員会																													
			7 東京実行委員会																													
			15 大阪実行委員会																													
			16 兵庫実行委員会																													
			17 福岡実行委員会																													
			18 熊本実行委員会																													
			20 金井優(個人参加)																													
			22 神田満(個人参加)																													

別紙4 セキュリティチェック

○使用 PC のセキュリティチェック

記入日	年 月 日
氏名	

メールアドレス

—

PC について

形態	
メーカー	
OS	
office バージョン	
ウィルス対策プログラム	
使用メールソフト	
ファイル交換ソフト	

ネット接続方法

WIFI／有線 LAN	
プロバイダ	

○在宅での執務環境のチェック	
1	在宅勤務をするスペースは、家族以外の者が容易に立ち入ることができないようになっていますか？ 1:Yes 2:No
2	業務に使う情報機器は盗難されないように工夫されていますか？ 1:Yes 2:No
3	業務に使う情報機器は、家族又は他の人と共有していますか？ 1:Yes 2:No
4	業務に使う情報機器は、あなた専用のアカウントが設定されていますか？（家族又は他の人とアカウントを共有していない） 1:Yes 2:No
5	業務に使う情報機器にはすべて、ログインパスワード又は指紋認証などの利用者制限が設定されていて、その認証情報などは他の人に知られないようにしていますか？ 1:Yes 2:No
6	業務に使う情報機器にはすべて、最新のセキュリティパッチが適用されていますか？ 1:Yes 2:No
7	業務に使う情報機器の中で、スマートフォン、タブレット等に関して不正な改造（脱獄、root 化等）が施されたものはありますか？ 1:ない 2:ある
8	業務に使う情報機器は、無動作で 10 分（またはそれより短い時間）経過したら、自動的にパスワード付きスクリーンセーバーが起動するか自動ログオフする設定になっていますか？ 1:Yes 2:No
9	会社の情報にアクセスし、そのデータを印刷しますか？印刷する場合、使用済みの印刷物はどのように処理していますか？ 1:印刷することはない 2:一時的に印刷し、作業終了後は直ちにシュレッダーを使用して容易に判読できないようにしている 3:一時的に印刷し、作業終了後は一般ごみとして捨てている 4:印刷するが、その後の処理は決めていない
10	業務に使う情報機器との LAN 接続方式を教えてください。 1:有線 LAN のみ 2:無線 LAN、暗号化の規格は WPA2 3:無線 LAN、暗号化の規格は WPA 4:無線 LAN、暗号化の規格は WEP 5:無線 LAN、暗号化していない 6:分からない

11	業務に使う情報機器には、Winny、Share を始めとする P2P ファイル交換ソフトはインストールされていませんか？ 1:インストールされていない 2:インストールされている(何がインストールされているか「改善計画・コメント」欄にご記入ください。) 3. 分からない
12	在宅勤務で使用希望の PC 等情報機器は添付の表に記入しましたか？ 1:最新の状態で記入した 2:最新の状態でない
13	セキュリティ事故(情報の漏えい、滅失、き損、情報や機器の紛失、不正アクセス、マルウェアの感染、情報の予期せぬ開示、情報の誤送信・誤配送など、会社の情報が危険にさらされるあらゆる事象)、又はその恐れに気づいた場合は、速やかに上司を通じてシステム管理者に知らせなくてはならないことを知っていますか？ 1:Yes 2:No
14	会社の情報にアクセスするのは、会社の業務を遂行する以外の目的で利用してはいけないことを知っていますか？ 1:Yes 2:No 3:目的外で利用したことがある(詳細を「改善計画・コメント」欄にご記入ください。)

「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」

■取組内容／検討事項について

・取組内容

1 「集約（知る）」

地方における既存の活動から、孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による孤独・孤立の予防等に資すると考えられる取組事例を集める。

2 「紹介（知ってもらう）」

様々な分野による関係機関・法人・企業などが参画し連携している取組事例を対象とし、その内容に応じ事例を分別して、会員をはじめ自治体や関係機関へ事例紹介する。

・検討事項

- 1 取組事例の調査項目・サンプルの検討
- 2 調査様式の検討・作成、調査依頼案内文の作成
- 3 事例の分別・紹介方法の検討
- 4 その他必要な事項

■回収状況

10月6日より別紙にて、募集依頼開始（11月30日㍻） 11月13日時点15件

※適宜、再依頼を行っていく予定。

■スケジュールについて

・スケジュール案

7月～8月 第1回担当幹事打合せ

①調査項目の検討、サンプルの確認、集約方法の検討

②調査項目の確認、調査様式、募集案内の検討

10月 ③調査項目、調査様式、募集案内の検討・確定

10月6日～ ④取組事例の調査開始（募集期間2か月程度：11月30日㍻）

11月～12月 ⑤取組事例の紹介方法の検討・確定

12月～1月 （取組事例の深堀取材）

1月 ⑥紹介の確定案検討・確定

1月～2月 ⑦取組事例の紹介

令和5年10月6日

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員 各位

(NPO 法人等調査と同団体、地方自治体、モデル調査対象団体) 御中

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局

(内閣官房孤独・孤立対策担当室)

孤独・孤立対策に資する取組事例の募集について

(「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」の実施)

日頃より、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)の運営にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、これまで孤独・孤立対策を進める上で基礎となる政策基盤や体制整備を行ってきましたが、6月7日には「孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)」が公布(令和6年4月1日施行)されたことから、国と地方における安定的・継続的な推進体制を整備することとなりました。

この第6条には、「国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」とあります。

こうしたことから、長期となったコロナ禍の影響等で孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される中、今後、さらに充実した施策推進を図るため、「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」に係る調査を実施することといたしました。

この調査は、孤独・孤立対策に係る全国での様々な取組事例を「知り」、また「知ってもらう」ことを目的とし、効果的な連携の取組事例*を把握することは、法律に基づく施策の推進を図るうえで有効であると考えております。

*孤独・孤立対策は、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要であり、行政と民間が連携して取り組むことが不可欠であるとともに、行政・民間の各種施策・取組について有機的な連携及び充実を図ることとされている(令和4年12月26日改定孤独・孤立対策推進会議決定「孤独・孤立対策の重点計画」)。

具体的には、

1 「集約（知る）」

地方における既存の活動から、孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による孤独・孤立の予防等に資すると考えられる取組事例を集める。

2 「紹介（知ってもらう）」

様々な分野による関係機関・法人・企業などが参画し連携している取組事例を対象とし、その内容に応じ事例を分別して、会員をはじめ自治体や関係機関へ事例紹介する。

といった内容です。この事例紹介では、集約した取組事例を構成したデータから、該当する取組事例が検索できるデータベースを作成することといたします。

官民連携に関しては、これまでも子供の居場所づくりにおける「[地域子供の未来応援交付金](#)（内閣府）」や、地域共生社会の「[重層的支援体制整備事業](#)（厚生労働省）」などにより実施されているものがあり、これらは孤独・孤立対策の見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う目的にも関連し、共通する部分もあります。この調査では、民民の連携による行政や福祉に限定しない視点で、孤独・孤立の予防等に資すると考えられるものなども拾い上げ、その様々な取組事例を広く紹介することにより、認知向上や取組の推進が図られることが期待できます。

つきましては、各会員・団体におかれては広く所属団体へ周知いただきまして、上記1「集約（知る）」および上記2「紹介（知ってもらう）」の対象となるような取組事例について、別添の要領に基づき 11月30日（木）までに別添エクセルフォームにてご登録をお願いいたします。

また、登録された取組事例は内容を整理の上、上記2の紹介やプラットフォームのホームページでの公開をさせていただく場合がございますのでご承知おきをお願いいたします。

孤独・孤立対策の重点計画に掲げている、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現をめざすためにも、この調査に皆様方のご協力をいただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

内閣官房孤独・孤立対策担当室 荒川、山村、黒瀬

TEL：03-5253-2111（内線 82852、82844）

孤独・孤立対策に資する取組事例の登録について（要領）

○ 孤独・孤立対策に資すると考えられる官民・民民連携による取り組みとして、その事例や効果についてどのようなものがあるかについて、（別紙）の取組事例を参照ください。

○ 孤独・孤立対策に資すると考えられる取組事例の登録について、11月30日（木）までに別添エクセルフォームにて登録してください。

※別添エクセルフォームへ入力いただきまして、

11月30日（木）までにメールにてご回答いただきたく、よろしくお願いいたします。

<メールでの登録>

（登録事項）

・別添エクセルによる入力フォーム

※あわせて座組、それぞれの役割分担、取組み概要等の実施体制がわかる図媒体の添付をお願いいたします。既存の適当な図媒体がない場合は別添の参考ひな形等で記載作成の上、添付いただいても結構です。

（登録先）

・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局

※メールの件名を「【登録】孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組」としてください。

※登録先は、官民連携プラットフォーム事務局（一般社団法人 RCF）宛てとなります。内閣官房孤独・孤立対策担当室宛てではありませんのでご注意ください。

※ご提出後、明らかな誤字など事務局で一部語句を修正させていただく場合がございますので、ご了承をお願いいたします。

孤独・孤立対策に資すると考えられる取組の参考事例

以下に示す事例は、あくまでも一例ですのでこれらに類似した内容に限定することなく、登録にあたっては入力フォームの様式による選択肢以外の「その他」等幅広い取組を登録してください。

1. 官民

行政(委託含む)が民間団体・企業等との連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例(以下のようなものを想定)。

※個別の属性やテーマをこえた取組であること。

※一般的な「見守り協定」の締結にとどまらず、踏み込んだ取り組みを行っていること。

※行政のみでは困難であったり、なじみにくいテーマ、対応について、民間団体・企業等の専門性や機動力を生かした連携をしていること。

①【行政・企業等との協定】<https://a.msip.securewg.jp/https://sia-yell.jp/>

市と見守り協定等を締結している企業団体等（郵便局、警察署、農業協同組合、新聞販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、生活協同組合）による見守り活動を実施。例えば生活協同組合の配達トラックが毎日巡回。地域の子育て世帯・高齢者世帯ともに、異変に気づいた時には、市関係機関へ連絡している。配送時の変化に敏感になるように、遭遇した事例を基に対応・連絡など、情報を共有化するとともに、担当者はじめ職員が「見守りサポーター」となり、地域の見守りに協力している。また、例えばお寺の敷地での昔遊びやコンサートなどの多世代交流の場や日曜学校、子ども食堂など様々な交流の場づくりを行っている。

②【行政と企業の連携】<http://mima-mo.net/>

区の福祉専門職と地元の老舗百貨店社員３名で「高齢者見守りネットワークをつくる会」を発足。

地域包括支援センターの呼びかけで高齢者に携わる各種専門機関と地域団体、企業等が協働し「高齢者見守りネットワーク」を構築。賛同する企業・事業所等の各種団体の協賛費によって運営し、関係機関と高齢者をつなぐための「地域づくりセミナー」、高齢者が出先などで突然倒れ、緊急搬送された場合などに、迅速に住所、氏名、緊急連絡先、医療情報等の確認が行える「キーホルダー登録システム」、高齢者等が気軽に集まれて楽しめる「レストラン（ステーション）」などを展開しており、この取り組みが全国に広がっている。

なお、「1. 官民」については、過去に既存の制度による各施策の取組事例の集約を独自にされているものもあり、それらへ既に登録しているもの（[地域共生社会のポータルサイト取組事例（取組の一覧）](#)）、[「地域共生社会の実現」に向けた取り組みに関する実践事例集（平成30年3月）](#)等）でも、本件の登録の対象としていただいて結構です（その際は、直近の取組内容としてください）。

2. 民民

民間団体・事業者同士で、異分野の民間団体・企業等が連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例（以下のようなものを想定）。

※民間団体の活動で自団体だけでは実現できない多様な場や機会の創出を、他機関連携で実施している事例など。

※地域の産業とNPO等が連携して、地域の事業継続や、雇用の創出など双方に効果を生んでいる事例など。

※民間団体・企業等が参画した地域全体に働きかけるジャズフェスティバル、スポーツ大会などの個々人の孤独・孤立を妨げる取組（社会環境を介入対象とする「ゼロ次予防」の観点の取組）の事例など。

①【農福連携】

農家が生産ロスで出た食材を子ども食堂支援に活かす取組があり、農産物の寄贈仲介を依頼され

た NPO がこの農家の人手不足を把握。NPO が声かけし、農家と協働でひきこもり者による収穫体験を実施。人手不足の問題を抱える農家は作業が進み、ひきこもり者は農業体験を通じて地域とつながり、収穫した農産物を子ども食堂経由で子どもに渡す地域貢献活動に関わることができた。抱える課題を掛け合わせて両者の課題解決となっている。

②【漁福連携】 https://www.hannanshi-shakyo.jp/community_activities/social_fishing/

漁業会社が漁業を盛り上げたいが人手不足の課題があり地区社協へ相談。地区社協との連携により、養殖カキ小屋の牡蠣割りの作業をしたり、釣りイベントにより子ども（不登校児）・若者、高齢者（認知症）の居場所づくり、障がい者などの職業訓練、社会とのつながりが弱い人などの就労支援を実施。漁村文化の継承を包括的に行い、漁業と福祉のまちづくりが構築されている。

「取組事例の調査にあたっての官民・民民の区分」

① 官民

・行政(委託含む)が民間団体・企業等との連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例(以下のようなものを想定)。

※個別の属性やテーマをこえた取り組みであること

※一般的な「見守り協定」の締結にとどまらず、踏み込んだ取り組みをおこなっていること

※行政のみでは困難であったり、なじみにくいテーマ、対応について、民間団体・企業等の専門性や機動力を活かした連携をしていること

② 民民

・民間団体・事業者同士で、異分野の民間団体・企業等が連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例(以下のようなものを想定)。

※民間団体の活動で自団体だけでは実現できない多様な場や機会の創出を、他機関連携で実施している事例など。

※地域の産業とNPO等が連携して、地域の事業継続や、雇用の創出など双方に効果を生んでいる事例など。

※民間団体・企業等が参画した地域全体に働きかけるジャズフェスティバル、スポーツ大会などの個々人の孤独・孤立を妨げる取組(社会環境を介入対象とする「ゼロ次予防」の観点の取組)の事例など。

「取組事例の要素」

○ライフステージの区分(複数選択可)

・該当する属性をすべて選択してください。

・☐ 子ども～就労前

妊娠期から就園前、就学前(概ね3～5歳)、小学生、中学生、高校生、大学生

・☐ 大人

(年代)若年層(中卒・学業中退者18歳～34歳)、中年層(35歳～64歳)、高齢層(65歳～)

・☐ 年齢や属性を問わない

孤独・孤立対策に資する取組事例の募集について（登録様式）

1 事業の実施機関名／法人格

実施機関名	法人格
NPO法人〇〇〇	NPO法人

2 連携先の実施機関名／法人格

その取組みに関して、連携・協働している団体・法人名（法人格）をすべてご記入ください。	
実施機関名	法人格
① NPO法人〇〇〇	NPO法人
②	
③	
④	
⑤	

3 ご担当者名

--

4 ご連絡先

・電話番号（※ハイフンあり）

--

・メールアドレス

--

5 取材の可否

ご提出の内容について場合により深掘りの取材をさせていただくことがあります
が、取材の可否のいずれかに●を選択ください。

1. 可	
2. 不可	

6 事業名

--

7 事業の対象地域＜市区町村・圏域名／1が自治体の場合は人口＞

・市区町村・圏域名	・人口
・・・市	・・・万人

8 取組の内容（300字以内程度／WEB情報URL）

※あわせて座組、それぞれの役割分担、取組み概要等の実施体制がわかる図媒体の添付をお願いいたします。既存の適当な図媒体がない場合は別添の参考ひな形等で記載作成の上、添付いただいても結構です。

・ 内容

・ WEB情報URL

・ 取組の内容に該当すると思われるキーワードがありましたら3つ程度等、自由にご記載ください。（例：農家、ひきこもり、子ども食堂など任意）

9 取組にあたって苦労、苦慮した内容（200字以内程度）

10 取組の効果（200字以内程度）

--

11 取組の連携構成

官民・民民の別（該当するいずれにかに●を選択してください。）	
①官民 ・行政（委託含む）が民間団体・企業等との連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例。	
②民民 ・民間団体・事業者同士で、独自に異分野の民間団体・企業等が連携をしている孤独・孤立の予防等に資すると考えられる事例。	

12 連携する事業の主体（複数選択可）

・連携の主体となる属性をすべて●を選択してください。 ※「その他」は、その内容を記入してください。	
1. 行政	
2. 住民組織（自治会、老人クラブ、子ども会など）	
3. 企業・団体（商工会議所、同業者組合、銀行等の金融機関、スーパーマーケット、コンビニ、宅配業、タクシー業等）	
4. 公共サービス機関（行政サービス全般、警察、郵便局、消防等）	
5. 小・中・高等学校、専門学校、PTA等	
6. 公共施設（公園、図書館、公民館等）、寺社	
7. その他（内容を下記に記入ください。）	

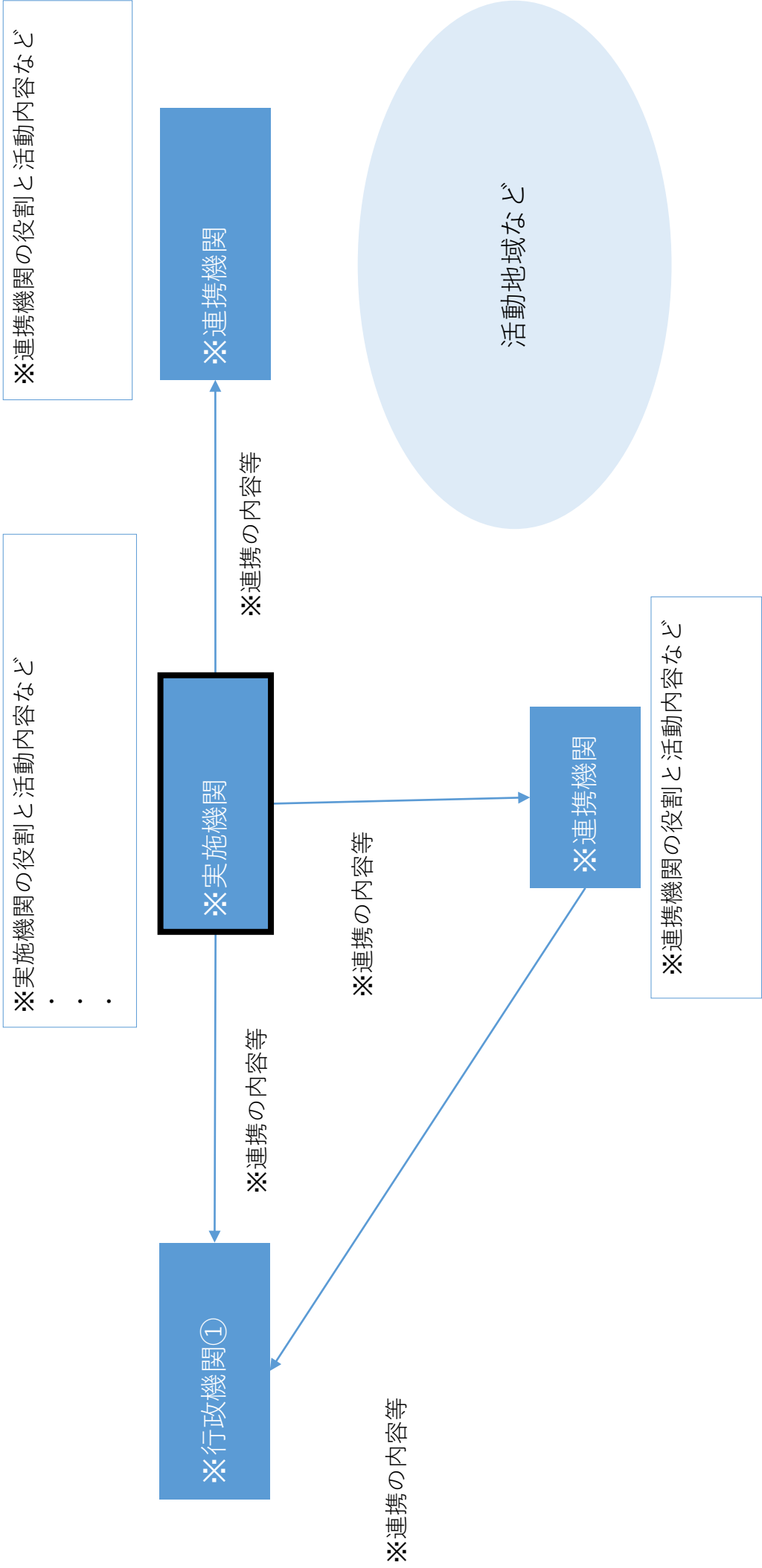
13 ライフステージの区分（複数選択可）

・該当する属性はすべて●を選択してください。	
子ども～就労前：	
妊娠期から就園前	
就学前（概ね3歳～5歳）	
小学生	
中学生	
高校生	
大学生	
大人：	
若年層（中卒・学業中退者18歳～34歳）	
中年層（35歳～64歳）	
高齢層（65歳）	
年齢や属性を問わない	

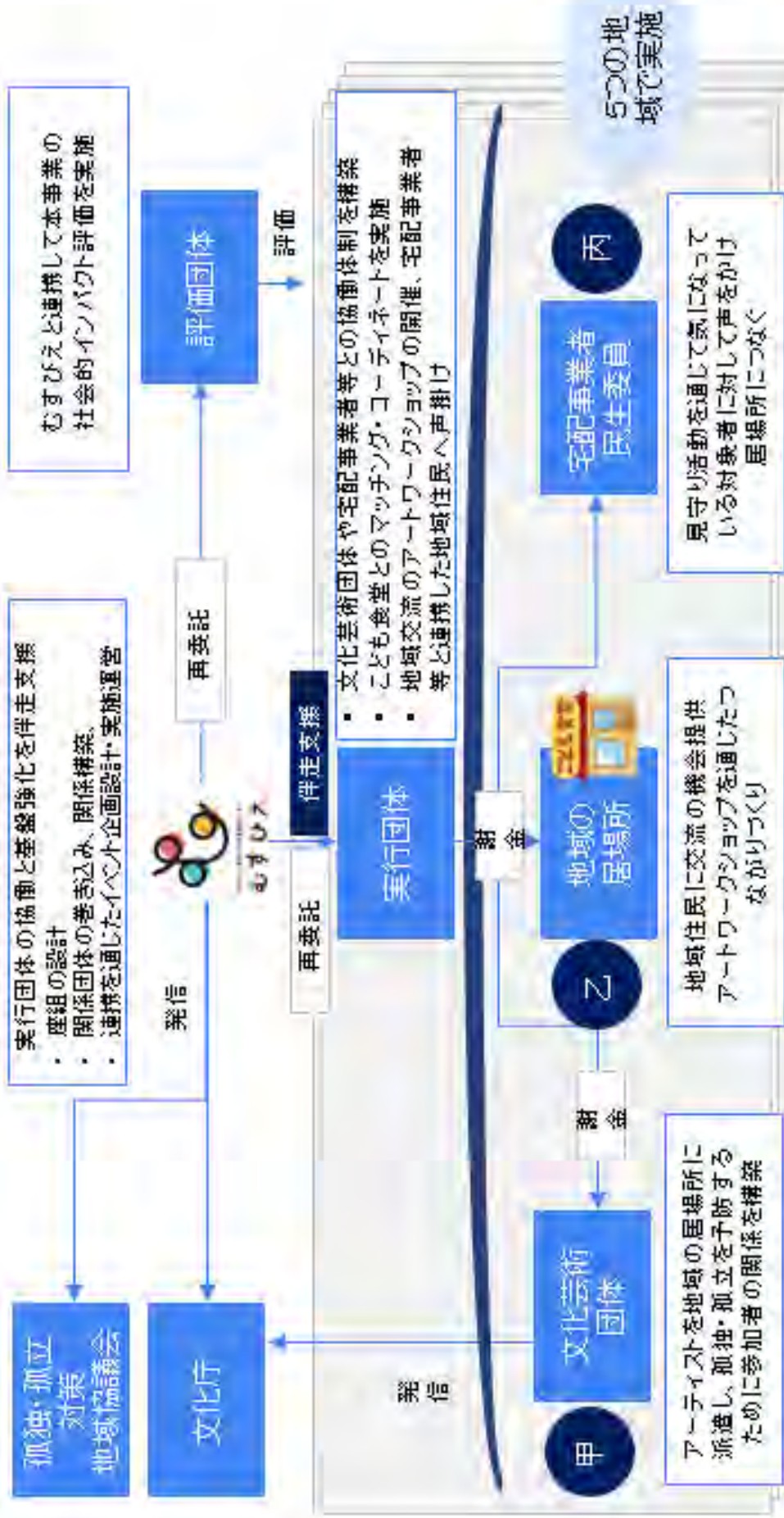
●●事業 実施体制

作成参考ひな形

※取り組みの概要



実施体制



孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和5年度第1回シンポジウムの開催

(令和5年11月2日、Web会議形式での開催。事前登録者991名、当日視聴回数648回)

資料 4

- ・官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動を行うためシンポジウムを開催。
- ・令和5年度第1回は、孤独・孤立対策推進法の解説や取組み紹介、パネルディスカッションを通して、地方公共団体やNPO法人等が、基本理念・施策・推進体制に沿った取組を推進する上での地域の連携の在り方をテーマに開催。

【法解説】 孤独・孤立対策推進法について

報告者 内閣官房 孤独・孤立対策担当室

【パネルディスカッション】 地方公共団体やNPO法人等による連携の在り方検討 (1) 3自治体による取組紹介

報告者 愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 越智 一浩氏

概要 令和3年度より孤独・孤立対策支援事業を実施。地域の中間支援組織等と連携し広域的なプラットフォームを構築。

報告者 神奈川県鎌倉市 松尾 崇 市長

概要 様々な団体同士が互いの意見を取り入れ孤独・孤立対策に繋がる資源を生み出す新たな推進体制のプラットフォームを構築。

報告者 鳥取県鳥取市 深澤 義彦 市長
(動画) / 総務部 人権政策局中央人権福祉センター 川口 寿弘氏

概要 民間や市民(つながりサポーター)と連携し、孤独・孤立の予防・解決に資する包括的なプラットフォームを構築。

【パネルディスカッション】 地方公共団体やNPO法人等による連携の在り方検討 (2) 取組課題や対応策に関する意見交換

モデレーター

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 政策参与/大西連氏

パネリスト

- ・内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本 麻里 室長
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子氏
- ・特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長 吉田 建治氏
- ・愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 越智 一浩氏
- ・神奈川県鎌倉市 健康福祉部 福祉総務課 福祉政策担当 内藤 克子氏
- ・鳥取県鳥取市 総務部 人権政策局中央人権福祉センター 川口 寿弘氏

- 中間支援組織との連携の在り方について議論。行政と民間団体との距離感を埋めたり、福祉等の専門職に限らない幅広い孤独・孤立対策に資する団体を巻き込むことが期待できる。分野に拘らず、役割を明確にして目的意識を共有することが重要。
- 福祉施策の枠に収まらない全庁的な取組の在り方について議論。行政内は官民連携プラットフォーム等で横断的な会議体を設けたり共通言語を設けた上での連携を行いながら、民間側からも様々な部署と連携をはかる動きが生まれることが理想。

登壇者確認中のため未確定版

令和 5 年度第 2 回シンポジウムについて

令和 5 年度第 2 回シンポジウムについては、以下の方向性を含めて、企画検討中である。
企画概要など決定したら、あらためて幹事会に報告共有をさせていただきたい。

■ テーマ（案）

「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み（仮）」

■ 内容（案）

令和 6 年度の孤独・孤立対策推進法の施行に向けて、令和 5 年内に発出予定の施行通知・ガイドラインや「孤独・孤立対策地域協議会」設立に向けた自治体の取組についての紹介やパネルディスカッションにより関係者の理解を深める。

《構成案》

○第 1 部 講義

○第 2 部 自治体等の登壇を含めたパネルディスカッション

■ 日程（案）

令和 6 年 1 月中旬～ 2 月頃を予定で企画検討中

「つながりサポーター」養成の検討について

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 1 の検討成果では、『「認知症サポーター養成事業」を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける』とされ、投票により「つながりサポーター」の名称が決定したところ。

本提言に係る進捗は以下のとおり。

1. 「つながりサポーター」養成に係る調査研究事業の委託事業者の決定

- ・内閣官房で、仕組みの構築に必要な養成のカリキュラムの検討やテキストの作成、講座の試行を行う調査研究事業として、「孤独・孤立対策におけるサポーター養成のカリキュラム作成に係る調査等業務」の公募入札を実施。入札の結果、委託事業者は、「株式会社 Ridi lover」に決定。

2. 「つながりサポーター」養成に関するカリキュラム等検討会（以下「検討会」）

- ・検討会（※別紙 1）にて、今後、カリキュラム、テキスト等の検討を行っていく予定。

（1）今後の予定

検討会で今年度 3 回（必要に応じて 4 回）程度の検討を行い、年内をめどに養成カリキュラム、テキスト案等を作成の上、2 月頃をメドとして全 5 カ所程度の試行実施を予定。

（2）検討会の開催状況及び内容

■第 1 回検討会 11 月 15 日（水）

《検討概要》

○検討テーマ

- ・事業概要/スケジュールについて
- ・試行実施場所候補（5 カ所）に関する共有
- ・カリキュラム・テキストの方向性の共有

○論点

- ・サポーター制度の講座の在り方（方向性）について
- ・テキストにのせるべき内容、項目について

《検討会資料》

※別紙資料のとおり

令和 5 年度 内閣官房
孤独・孤立対策におけるサポーター養成の
カリキュラム作成等に係る調査等業務
第1回検討会



令和5年11月15日(水)

検討会ご出席者一覧

(敬称略、五十音順)

阿部 綾子 山形県鶴岡市 健康福祉部地域包括ケア推進室 専門員
池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会 SDGs本部長
井澤 徹 特定非営利活動法人新公益連盟
石井 綾華 特定非営利活動法人LightRing. 代表理事
大空 幸星 特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長
川口 寿弘 鳥取県鳥取市 総務部人権政策局 次長 中央人権福祉センター 所長
北村 肇 特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 事務局次長
清水 達也 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 執行理事
原田 正樹 日本福祉大学 学長
大西 連 内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

内閣官房孤独・孤立対策担当室

本事業の具体的な実施内容

目的

孤独・孤立の問題を抱える当事者等のよき理解者となる人材である
「つながりサポーター」を養成する仕組みの構築

実施内容

サポーター
養成カリキュ
ラムの検討

①サポーター養成カリキュラム・テキスト案の作成・検討

②サポーター養成テキストの作成

サポーター
養成講座の試
行実施

③サポーター養成講座の試行実施

④次年度以降のサポーター制度本格実装に向けた展望等の検討

事業スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
①カリキュラム・テキスト案の作成・検討	方向性の検討	素案のフィードバック	とりまとめ		
②サポーター養成テキストの作成	素案作成	素案修正	修正・校了		
③サポーター養成講座の試行実施	実施場所検討	選定・広報 実施調整	広報・実施 調整	試行実施 (全5カ所)	振り返り
④次年度以降のサポーター制度 本格実装に向けた展望等の検討					とりまとめ

検討会スケジュールと議論テーマ

第1回（今回） 11月15日	第2回 12月中旬頃	第3回 1月中旬頃	試行実施 2月頃	第4回 3月上旬頃
- 事業概要/スケジュールについてご説明 - 試行実施場所候補（5か所）に関するご共有 - カリキュラム・テキストの方向性のご共有・フィードバック	- テキスト案のご共有、フィードバック - 試行実施場所（5か所）のご報告	- テキスト最終稿のご共有 - 試行実施の具体的な内容のご共有		- 試行実施の結果に関するご共有・フィードバック - 次年度以降の本格実装を見据えたディスカッション

検討会ご出席の皆さまには主に

- サポーター養成に関するカリキュラム・テキスト案へのフィードバック
 - 試行実施を経た、次年度以降の本格実装に向けたご意見聴取等
- を通して、本事業の目的達成に寄与いただきたく存じます

本事業の背景・目的

背景

- ✓ 孤独・孤立の問題は、令和4年12月の孤独・孤立対策推進会議においても提言されている通り、『日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり』を目指し、令和6年4月『孤独・孤立対策推進法』施行を目途に、これまでの各検討成果を活かした具体的な仕組み構築が必要と思料される。
- ✓ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1『「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方』における検討成果では、対象者を①制度を知らない層、②制度は知っているが相談できない層、③相談者（相談を受ける人）になりうる層、に大別する3類型が提示され、特に③について「認知症サポーター養成」の仕組みを参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のようなサポーター養成の仕組みを設けることが提言されている。

目的

- ✓ 本事業は、上記養成サポーターである「つながりサポーター」に関して、
 - （1）サポーター養成に資するカリキュラム・テキストの作成
 - （2）テキストを用いたサポーター養成講座の試行実施の2点を通じて、孤独・孤立の問題を抱える当事者等のよき理解者となるサポーター人材を養成する仕組み構築に向けた手法調査を目的とする。

(ご参考:政策における孤独・孤立サポーター養成の位置付け-1)

令和4年12月「孤独・孤立対策推進会議」における内容

孤独・孤立対策の重点計画 改定のポイント		令和4年12月26日 孤独・孤立対策推進会議決定
孤独・孤立対策の基本理念等を追加		
✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される 新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施 ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の下で、施策を推進 ※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置している ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す		
孤独・孤立対策の更なる推進・強化		
(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】 ✓ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進 ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】		
(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】		
(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】		
(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】 ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】		

(ご参考:政策における孤独・孤立サポーター養成の位置付け-2)

令和4年10月「分科会1」における、サポーター養成に関する提言

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
分科会 1：「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方
これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、**「支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会」**に向けて、**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1):孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（R3）」の結果を踏まえ、以下の3つの視点から課題と対応策を検討。
- ①制度を知らない層
 - ②制度は知っているが相談できない層
 - ③相談者（相談を受ける人）になりうる層

3. 現状と課題 & 4. 対策案

※ 対策案については、速やかに取り組むことが基本であるが、中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。

①制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、
制度・情報に触れる機会の増加が必要

- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による
予防的な関わり強化（※転入・転出、
母子健康手帳交付時等）
- 制度や相談先の情報サイトやポータル
サイト等を公共機関等のHPに掲載
- 検索連動型の広告・ポスター
- **孤独・孤立対策強化月間・週間**
- 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

②制度は知っているが相談できない層

相談ハードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、遠慮・我慢をなくすことが必要

- 制度や相談機関と接する機会の増加
- **申請負担感の削減（オンライン化等）**
- イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- 孤独・孤立対策強化月間・週間
- **制度活用は権利であることの認識周知**
（例：アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告）
- **行政と民間団体の連携促進** 等

③相談者（相談を受ける人）になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングや
きっかけ、**ためらいの弊害の除去が必要**

- 身近な**実践者の事例紹介**
- 様々なライフステージにて支えになる
方法を学ぶ活動の実施
- **認知症ヘルパー養成事業のような仕組み
創設**
(※2005年開始、1,391万人（R4.6末）、
全国統一のテキストによる90分程度の講座）
- **ゲートキーパー等の既存の取組を推進**
- コーディネーターやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態（実態調査の結果等）を基礎知識として備えておくことが必要。
- 地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- 分科会1としては、各種取組の進捗を確認しながら、孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討。
- なお、「フッシュ型」「アウトリー型」の支援については、分科会2、分科会3の議論とも連携しながら検討。

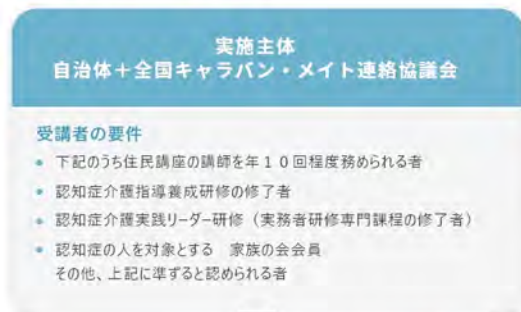
(ご参考:先行事例としての認知症サポーター養成制度の概要-1)

要素	対象としている内容
どのような人	合計14,469,895人 (R5年6月) 【住民：40.8%】 ① 地域活動をしている団体の関係者 ② 家族に認知症の方がいる住民 【学校：30.4%】 ③ 小学校～高校の児童生徒、職員 【企業：21.0%】 ④ 高齢者の生活に関わる地域の小売・各種インフラ企業等 ⑤ 高齢者が主要顧客となる全国的な金融・不動産管理業 【行政・福祉：7.8%】 ⑥ 警察・消防・行政職員などの公共セクター ⑦ 介護サービス従事者
どのようにリーチ	・市区町村の担当課に養成講座の事務局を設け、既存の関係性を活かして受講を依頼する(①・②・④・⑥・⑦) ・認知症サポーターのなかでも活動的な方が「チームオレンジ」などの活動組織となり、地域のコミュニティへ出張授業を行う(②・③) ・業務上認知症の方への対応が必要であり、研修の一環として自組織内で行う(④・⑤・⑥・⑦)
どのような場	・市区町村の担当課に養成講座の事務局を設け、既存の関係性を活かして受講を依頼する ・地域包括支援センターや要望のあった組織の事務所(①・②・④・⑥・⑦) ・オンラインでのウェビナー(①・②) ・認知症サポーターのなかでも活動的な方が「チームオレンジ」などの活動組織となり、地域のコミュニティへ出張授業を行う ・商店街など地域住民のアクセスが良い場所(②) ・学校での出前授業(③) ・業務上認知症の方への対応が必要であり、研修の一環として自組織内で行う ・事業所内の会議室など(④・⑤・⑥・⑦)

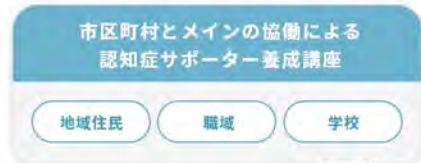
要素	対象としている内容
どのように育成	以下のカリキュラムを基本に、対象に応じてグループワークやロープレ、認知症当事者のお話を聞くセッションなどを加えていく。 ・認知症サポートキャラバンとは(15分) ・認知症の症状等(30分) ・認知症の治療・予防・対応の留意点(30分) ・認知症サポーターができること(15分) 上記の内容を、「標準教材」および「小中学生向け副読本」「補助教材 マンション編」を基本となるテキストとして進行する。 講師は、サポーター養成講座を受け上位資格「キャラバン・メイト」の養成研修を受けた者。
どのような活動	【住民 ※実施者が20%以上の主な取り組みのみ掲載】 ・【63.7%】オレンジカフェ(認知症の当事者や家族、福祉関係者が集う交流場所)の開催または参加 ・【45.6%】見守り ・【28.2%】傾聴 ・【28.2%】「認知症サポーター養成講座」の開催協力 ・【22.0%】当事者向けサロンの開催・参加 ・【20.5%】SOSネットワーク(徘徊などに備え認知症の方の情報を警察などの行政機関と共有する仕組み)への登録 【職域】 ・認知症が疑われるお客様への対応に活かす ・最寄り自治体の関係機関と連携し見守りや早期発見・対応
どのような指標	地域共生政策自治体連携機構の事業報告書内で報告されている指標は以下の通り ・キャラバンメイト養成数(研修実施回数) ・認知症サポート養成数(研修実施回数)

(ご参考:先行事例としての認知症サポーター養成制度の概要-2)

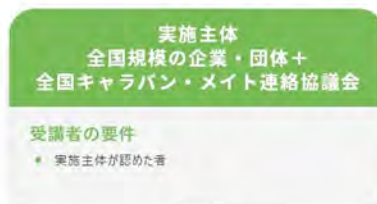
● キャラバン・メイト講座研修



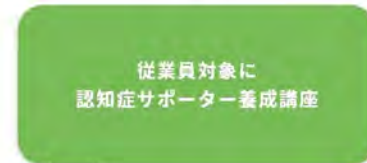
メイトの誕生



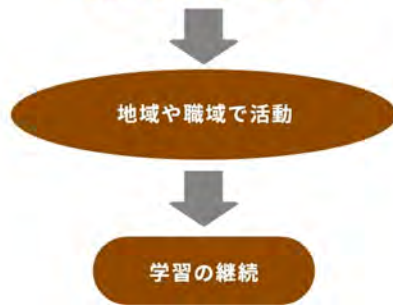
● キャラバン・メイト養成研修（企業組織内）



メイトの誕生



認知症サポーターの誕生



①サポーター講座を自ら運営する「キャラバンメイト」の養成
(R5年9月現在：178,762人)

②キャラバンメイトによる「認知症サポーター」の養成
(R5年9月現在：14,822,637人) ※①含む

【サポーター養成講座の特徴要旨】

- 1講座あたり90分の標準カリキュラム
- 対象者は住民（40.8%）の他、学校（30.4%）企業（21.0%）など
- 事後の活動として、オレンジカフェの開催・参加、見守り、傾聴等、また職域におけるお客様対応や関係機関と連携した見守り等諸活動

「認知症サポーターキャラバン」HPより

(ご参考:近接領域における主なサポーター養成制度の概要-1)

項目	サポーター養成の目的	受講対象者	サポーターに期待される役割・具体的な事後活動
①：認知症サポーター養成講座	・ 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発 ・ 地域において患者や家族にできる範囲で手助けする人材の養成	住民、小中高校生徒・職員、職場など	・ 地域や職域における見守り、声掛け等の日常生活におけるゆるやかなアクション ・ オレンジカフェの開催、キャラバンメイト講習の受講等、担い手としての活動
②：精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	・ 精神・発達障害に関する正しい知識・理解の普及啓発 ・ 障害の有無に関係なく活躍できる職場づくりを通じた、当事者の定着率向上	主に職場向け	・ 当事者である同僚へのゆるやかなサポート、当事者との接し方に悩む同僚の相談に乗る等の日常の職域におけるゆるやかなアクション ・ 必要に応じて、当事者である同僚の福祉サポートへの接続
③：ゲートキーパー養成講座	・ 自殺関連事象に関する正しい知識やノウハウの学習 ・ サインへの気づき、声かけ、傾聴、福祉への接続等、正しい知識やノウハウに基づいたサポートができる人材の養成	住民、業務上関係の深い職場(医療、教員他)など	・ 身近な周囲に対する気づき、声掛け、傾聴等、自殺関連事象に対する正しい理解・ノウハウに基づいたアクション ・ 速やかな福祉サポートへの接続
④：ひきこもりサポーター養成講座	・ 当事者の早期発見、福祉接続、きめ細やかで継続的な相談支援による自立推進を担う知識やノウハウを備えた人材の養成	主に住民向け	・ 実施自治体によるが、主として事後のサポーター活動や当事者と福祉サービスの橋渡し等、具体的なアクションへの継続的な参加



サポーター養成の目的・役割としては主に【正しい知識の普及啓発・日常的サポートの実践(①,②,③)】と【正しい知識やノウハウに基づいた福祉的サポートの実践・接続(③,④)】の2つが挙げられる

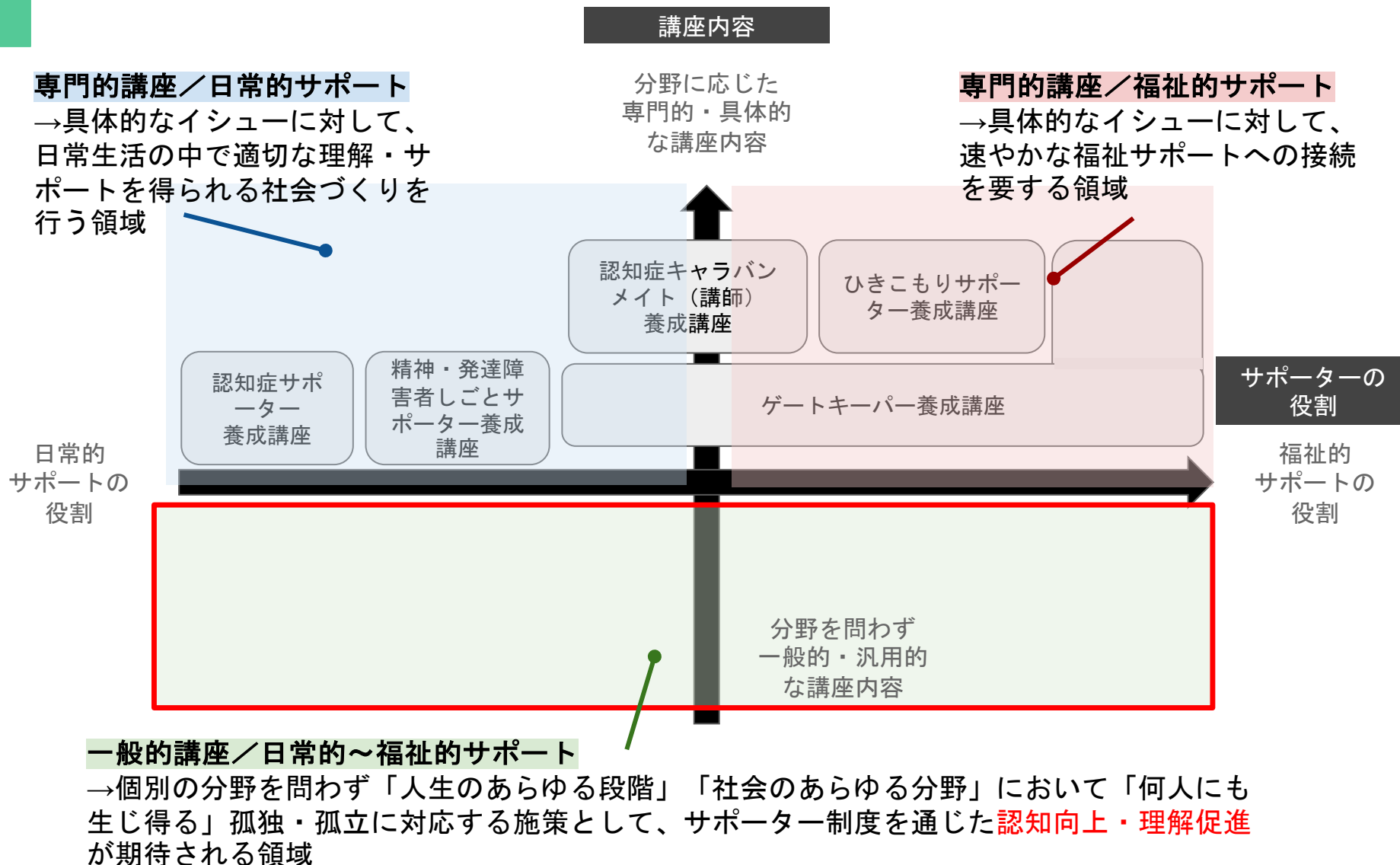
(ご参考:近接領域における主なサポーター養成制度の概要-2)

項目	養成講座の概要	講義形式	養成講座を通じて得られる知識・ノウハウ
①：認知症サポーター養成講座	・標準カリキュラム有り ・オンライン(Zoom等)講座有り ・約90分	座学 ※受講対象者に応じてロープレ等を取り入れる場合も有り	・障害や症状の概要、および具体的な症状例に関するケーススタディ ・接する時の心構え、対応の仕方、接続できる支援機関や受講後の諸活動
②：精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	・標準カリキュラム、標準テキスト(30p程度)有り ・オンライン講座(Zoom等)有り ・約90分	座学	・障害や症状の種類、特性、障害に関連した仕事上の課題の概要 ・仕事上の各場面に対応した、適切なサポートや声掛け等の実例
③：ゲートキーパー養成講座	・標準カリキュラム、標準テキスト(300p程度)、ロープレに関するDVD教材有り ・オンライン講座(Zoom等)有り ・最短1時間～長くて数日間	座学＋実践 ※ロープレ等の実践WSが取り入れられている	・自殺の心理や因子等概要、ゲートキーパーに求められる役割の概要 ・ケースに応じたロールプレイシナリオ（日常場面～専門家が直面する場面）とそれそれぞれに対する適切な対応手法
④：ひきこもりサポーター養成講座	・国標準カリキュラム無し ・自治体ごとにカリキュラム等が作成され、概ね数日間の講座を開催	座学＋実践 ※主として、数日間の連続講座のうち前半が座学、後半がWSの構成	・ひきこもり事象の概要、当事者に対する接し方等の実例やケーススタディ ・グループワーク等を通じた具体的な接し方等の実践



サポーターは講座を通して、各分野（認知症、精神・発達障害、自殺関連事象、ひきこもり）の特性に応じて、当事者に対する正しい知識や、分野・場面に応じた具体的な対応手法を学習する

本事業の射程-1



本事業の射程-2

日常的
サポートの
役割

福祉的
サポートの
役割

日常的サポートの役割

→すぐさま福祉支援への接続等を必要としているわけではないが、地域・学校・職場等、日常の何気ない場面における気づき・声かけ等の意識づけを普及させることで、声をあげやすい社会環境づくりに寄与することが期待される領域

福祉的サポートの役割

→速やかな福祉的支援への接続を要するため、時間をかけた養成講習・継続的な活動参加・傾聴・福祉サービスに対する適切な理解等、サポーターに求められる資質やコミットメント度合いが高くなり、より専門的資質を備えたサポーター養成が期待される領域



分科会1『「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方』における検討成果

- 孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方を検討。
- 相談者（相談を受ける人）になりうる層に対して、社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、ためらいの弊害の除去のために、認知症サポーター養成事業のようなサポーター養成の仕組みを創設、が提言されている。



分科会3『相談支援に係る実務的な相互連携の在り方』における検討成果

- ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制や地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等を検討。
- 人材養成に関連する項目として「つなぎ支援コーディネーター」や「相談支援にあたる人材」の育成が提言されている。

(ご参考:分科会3における検討成果)

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
中間整理概要①

令和5年3月16日

1. はじめに

「孤独・孤立対策の重点計画」(R3.12.28)の基本方針(1)(2)を踏まえ、「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」をテーマとして、**ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制や地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等を検討。**

(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
方針(2)：状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる)

2. 検討の視点

孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化。相談窓口も分野やエリアに応じた様々なものが存在。各主体のみでは対応に限界。様々な相談窓口があるが故に相談を諦めてしまうケースも。
⇒**相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進。**
関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。

3. 試行事業の実施

①目的

分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受付。一つの大きなまとまりとして相談対応。必要に応じ、支援制度や地域の支援機関につなぐ。その在り方を実践的試行を通じて検討。

②意義

団体の専門性等による違いを尊重しつつ、共有できる知識や技術を高める。
⇒孤独・孤立に関わる支援の裾野の拡大。
⇒全体の相談対応の能力の底上げ。

③概要

- 統一番号を設定#9999
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。
- 共通の相談記録票、基本方針を作成。
- つなぎ支援コーディネーターを配置し、つなぎ支援が必要な事案が発生した場合等に協議、調整。
- 4回に渡って、実施方法等を変更しつつ試行。期間中は24時間体制。
- SNSで話したい人のために専用のチャットボットで案内。

4. 試行事業の成果、課題と対応案等

①成果

- **ワンストップの総合的な相談支援体制構築の素地を構築。全国各地の相談支援機関間の関係作りに貢献。**
- 孤独・孤立という幅広い相談に、つなぎ支援コーディネーターを含めチームで対応。
- **孤独・孤立の相談に対する対応方法等の共通認識や技術の向上。**
- 既存のダイヤルに相談していない新たな相談者にも対応。年末年始を除き、高い応答率で対応。
- 孤独・孤立の相談者の傾向の把握。

②課題と対応策

- 早期からのより広範な周知(予め時期を決め、特定の期間に定期的に実施等)
- 相談体制の適切な強化(定期的な実施、必要度の高い時間帯に重点)
- **つなぎ支援コーディネーターの育成・確保(より多くの団体の参加、コーディネーターによる交流、情報交換)**
- **相談支援にあたる人材の育成(孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等)**
- **緊急対応が必要でない相談者の居場所の確保(ピアサポートの推進やデジタル技術を用いたつながりの場の検討)**

- **若年層への対応(30代以下の相談は3割以下、広報活動の工夫、SNSや音声チャットなどの実施など)**

③その他

- 音声ガイドは孤独・孤立での悩みに集約しつつも、一定の専門分野の回線も設けて実施することが望ましい
- 公的相談支援機関、公的相談ダイヤルとの連携を強化
- 中長期的により覚えやすい3桁番号導入の検討

ご出席の皆さまより

特に以下の2点に関して委員の皆さまのご意見を頂戴できればと思います。

- サポーター制度の講座の在り方（方向性）について
- テキストにのせるべき内容、項目について

検討会スケジュールと議論テーマ

第1回（今回） 11月15日	第2回 12月中旬頃	第3回 1月中旬頃	試行実施 2月頃	第4回 3月上旬頃
- 事業概要/スケジュールについてご説明 - 試行実施場所候補（5か所）に関するご共有 - カリキュラム・テキストの方向性のご共有・フィードバック	- テキスト案のご共有、フィードバック - 試行実施場所（5か所）のご報告	- テキスト最終稿のご共有 - 試行実施の具体的な内容のご共有		- 試行実施の結果に関するご共有・フィードバック - 次年度以降の本格実装を見据えたディスカッション

検討会ご出席の皆さまには主に

- サポーター養成に関するカリキュラム・テキスト案へのフィードバック
 - 試行実施を経た、次年度以降の本格実装に向けたご意見聴取等
- を通して、本事業の目的達成に寄与いただきたく存じます

試行実施候補について

2024年2月に、5団体（地域）において、養成講座の試行実施を予定しております。現状、対象の属性としては、自治体／若年層／社会人層にて幅広く検討しておりますが、具体的な打診は今後となります。

検討会ご出席の皆さまにも試行実施団体についても、個別でご相談含めてご相談させていただきますと幸いです。

第2回の検討会にて実施団体についてはご報告をさせていただきます。

孤独・孤立対策「サポーター制度」 位置づけの整理とテキスト案

大西 連 Ohnishi Ren

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 理事長
内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与

Twitter : @ohnishiren Facebook : ohnishiren

文責：大西連（内閣官房孤独・孤立対策室政策参与）

サポーター制度の位置づけの整理

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に心じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

サポーター制度
に該当する部分



4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

法の条文では以下のように記載

（国民の理解の増進等）

第九条：国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、**広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。**

（人材の確保等）

第十二条：国及び地方公共団体は、**当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。**

サポーター制度の目的は、

- ・ 広く国民一般の関心を高めその理解と協力を得る
 - ・ 社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資する
 - ・ 支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上
- が目的である。

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・官民連携プラットフォーム分科会Ⅰの検討成果に沿って具体的取組を進める

①居場所の確保

- ・日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

②アウトリーチ型支援体制の構築

- ・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④地域における包括的支援体制の推進

- ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、

官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

②人材育成等の支援

- ・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に**孤独・孤立対策の視点を組み入れ**、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援**については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、**各年度継続的に支援**を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、**毎年度**、本計画の各施策の実施状況を**評価・検証**し、**評価・検証**の指標を検討。**毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討**。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「**予防**」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「**支援を求める声を上げることは良いこと**」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ **官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果**に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ **一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備**に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

サポーター制度の目的は、
「啓発」(1)なのか
「支援の人材育成」(2)なのか
両者には性質の違いがある

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ。関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に**孤独・孤立対策の視点を組み入れ**、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援**については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、**各年度継続的に支援**を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、**毎年度**、本計画の各施策の実施状況を**評価・検証**し、評価・検証の指標を検討。**毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討**。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会（令和4年度）

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、**孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組**の在り方を検討

- 【目標】「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・**相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る**

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・**相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理**
 - ・「相談」と「支援」のつなぎの姿・仕組みの提示

（※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等）

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 1 : 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、**“支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会”**に向けて、**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1) : 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ① **制度を知らない層**
 - ② **制度は知っているが相談できない層**
 - ③ **相談者 (相談を受ける人) になりうる層**

3. 現状と課題

&

4. 対策案

※ **対策案**については、**速やかに取り組むことが基本**であるが、**中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる**。

① 制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要

- **「プッシュ型」「アウトリーチ型」**による**予防的な関わり**強化 (※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
- 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
- 検索連動型の広告・ポスター
- **孤独・孤立対策強化月間・週間**
- 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

② 制度は知っているが相談できない層

相談ハードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**が必要

- 制度や相談機関と接する機会の増加
- **申請負担感の削減 (オンライン化等)**
- イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- 孤独・孤立対策強化月間・週間
- **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例 : アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
- **行政と民間団体の連携**促進 等

③ 相談者 (相談を受ける人) になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要

- 身近な**実践者の事例紹介**
- 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
- **認知症サポーター養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人 (R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
- **ゲートキーパー等の既存の取組を推進**
- コーディネートやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態 (実態調査の結果等) を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして**孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型」「アウトリーチ型**」の**支援**については、**分科会 2、分科会 3**の議論とも連携しながら検討。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 2 : きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方 中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることで、切れ目なく息の長いきめ細かな支援（①）や、地域における包括的支援（②）を推進するため、各主体の役割や責務（③）、各主体間の連携（④）の在り方を整理

社会背景

○ 「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

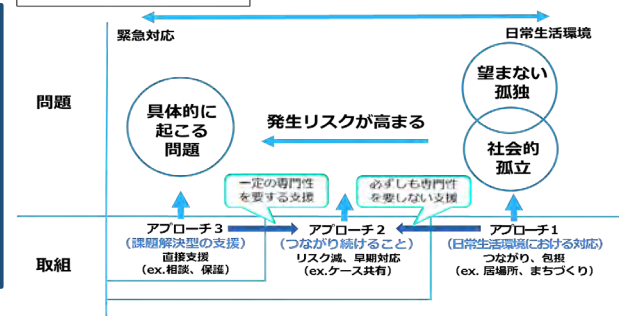
⇒ 孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「息の長い」支援が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。

当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど
- 【主体】国、地方（特に基礎自治体）、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制。ケースに応じて、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備。
- 複数の主体が関わって支援を行う際に情報共有。DXの視点（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内 【国(地方)】 各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた地方自治体の取組の後押し

制度外 【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野（文化芸術、スポーツなど）で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進
【国、地方】「つながり」の場づくり自体を施策として評価、本来の政策目的による施策を推進して取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価
【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動について、活動の活性化や参加意識の向上を促進

制度内外の境界 【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せにより対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に官民で対話

連携 【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築（行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」）

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

中間整理概要①

令和5年3月16日

1. はじめに

「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)(2)を踏まえ、「**相談支援に係る実務的な相互連携の在り方**」をテーマとして、**ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制や地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等**を検討。

(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
方針(2)：状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる)

2. 検討の視点

孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化。相談窓口も分野やエリアに応じた様々なものが存在。各主体のみでは対応に限界。様々な相談窓口があるが故に相談を諦めてしまうケースも。

⇒**相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進。**
関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。

3. 試行事業の実施

①目的

分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受付。一つの大きなまとまりとして相談対応。必要に応じ、支援制度や地域の支援機関につなぐ。その在り方を実践的試行を通じて検討。

②意義

団体の専門性等による違いを尊重しつつ、共有できる知識や技術を高める。
⇒孤独・孤立に関わる支援の裾野の拡大。
⇒全体の相談対応の能力の底上げ。

③概要

- 統一番号を設定#9999
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。
- 共通の相談記録票、基本方針を作成。
- つなぎ支援コーディネーターを配置し、つなぎ支援が必要な事案が発生した場合等に協議、調整。
- 4回に渡って、実施方法等を変更しつつ試行。期間中は24時間体制。
- SNSで話したい人のために専用のチャットボットで案内。

4. 試行事業の成果、課題と対応案等

①成果

- **ワンストップの総合的な相談支援体制構築の素地を構築。全国各地の相談支援機関間の関係作りに貢献。**
- 孤独・孤立という幅広い相談に、つなぎ支援コーディネーターを含めチームで対応。
- **孤独・孤立の相談に対する対応方法等の共通認識や技術の向上。**
- 既存のダイヤルに相談していない新たな相談者にも対応。年末年始を除き、高い応答率で対応。
- 孤独・孤立の相談者の傾向の把握。

②課題と対応案等

- **早期からのより広範な周知**(予め時期を決め、特定の期間に定期的実施等)
- **相談体制の適切な強化**(定期的な実施、必要度の高い時間帯に重点)
- **つなぎ支援コーディネーターの育成・確保**(より多くの団体の参加、コーディネーターによる交流、情報交換)
- **相談支援にあたる人材の育成**(孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等)
- **緊急対応が必要でない相談者の居場所の確保**(ピアサポートの推進やデジタル技術を用いたつながりの場の検討)

- **若年層への対応**(30代以下の相談は3割以下、広報活動の工夫、SNSや音声チャットなどの実施など)

③その他

- 音声ガイドは孤独・孤立での悩みに集約しつつも、一定の専門分野の回線も設けて実施することが望ましい
- 公的相談支援機関、公的相談ダイヤルとの連携を強化
- 中長期的により覚えやすい3桁番号導入の検討

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

中間整理概要②

令和5年3月16日

5. 相談支援の実務的な相互連携に向けて

- 相談から支援につなぐ実践に課題。各相談機関と支援機関との、相談期間に関わらない、情報交換・交流が必要。
- **地方における官民連携プラットフォームにおける社会資源情報の整理・共有**、地方における孤独・孤立相談窓口との連携。
- 個別の情報共有をスムーズにする観点から、要対協のような仕組みの創設。
- 支援制度や相談先の広報も積極的に実施。

6. おわりに

- 今後さらに、**地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等**についての検討を深める。
- **「ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制」**については、今後の試行の成果や稼働を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備。
- 中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、**#9999から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応にしのぐ時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討。**

(参考)孤独・孤立相談ダイヤル試行事業の概要

第1期の状況(7/7～7/14)

- 呼出件数：**14,678件**、接続完了：**3,823件**、応答率：**26.0%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

12月1日(いのちの日)の状況

- ねらい：**いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。**
- 呼出件数：**813件**、接続完了：**489件**、応答率：**60.1%**
(参考) 18歳以下 呼出件数 65件 (49件)
- **利用者が選択できる分野**は2
応答率は、18歳以下：**60.0% (26.5%)** (※ () は第2期)
18歳より上：**78.4% (27.3%)**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

第2期の状況(8/30～9/6)

- 呼出件数：**10,353件**、接続完了：**1,998件**、応答率：**19.3%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①**孤独・孤立での悩み** ②**死にたいほどつらい気持ち** ③**生活困窮**
- 応答率は、**孤独・孤立:27.3% (10.5%)** (※ () は第1期)
死にたいほどつらい気持ち:78.6% (86.9%)
生活困窮:47.1% (12.6%)
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

年末年始の状況(12/28～1/4)

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、**利用者のニーズが高まる時期に実施。**
- 呼出件数：**26,567件**、接続完了：**1,165件**、応答率：**4.4%**
- **利用者が選択できる分野**は3
応答率は、18歳以下：**57.8%**
性別の違和等18.3%
孤独・孤立:6.1%
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

重点計画、各分科会での整理①

【重点計画】

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする	(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発	・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

【分科会】

分科会 1：「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方	分科会 2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方	分科会 3：相談支援に係る実務的な相互連携の在り方
・社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、ための弊害の除去が必要 ・認知症サポーター養成事業のような仕組み創設	・当事者を含め広く多様な主体が関われるようにする ・専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、 ・市民による自主的な活動やボランティア活動について、活動の活性化や参加意識の向上を促進	・つなぎ支援コーディネーターの育成・確保より多くの団体の参加（コーディネーターによる交流、情報交換） ・相談支援にあたる人材の育成（孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等）

重点計画、各分科会での整理②

重点計画および各分科会で議論してきた内容は、大きく分けて2つの性質に分かれる。

1. 啓発系よりのサポーター制度

分科会1での議論のような「認知症サポーター養成事業」のように、**広く国民の理解や関心、関われる接点を作ること**を目的としたもの。

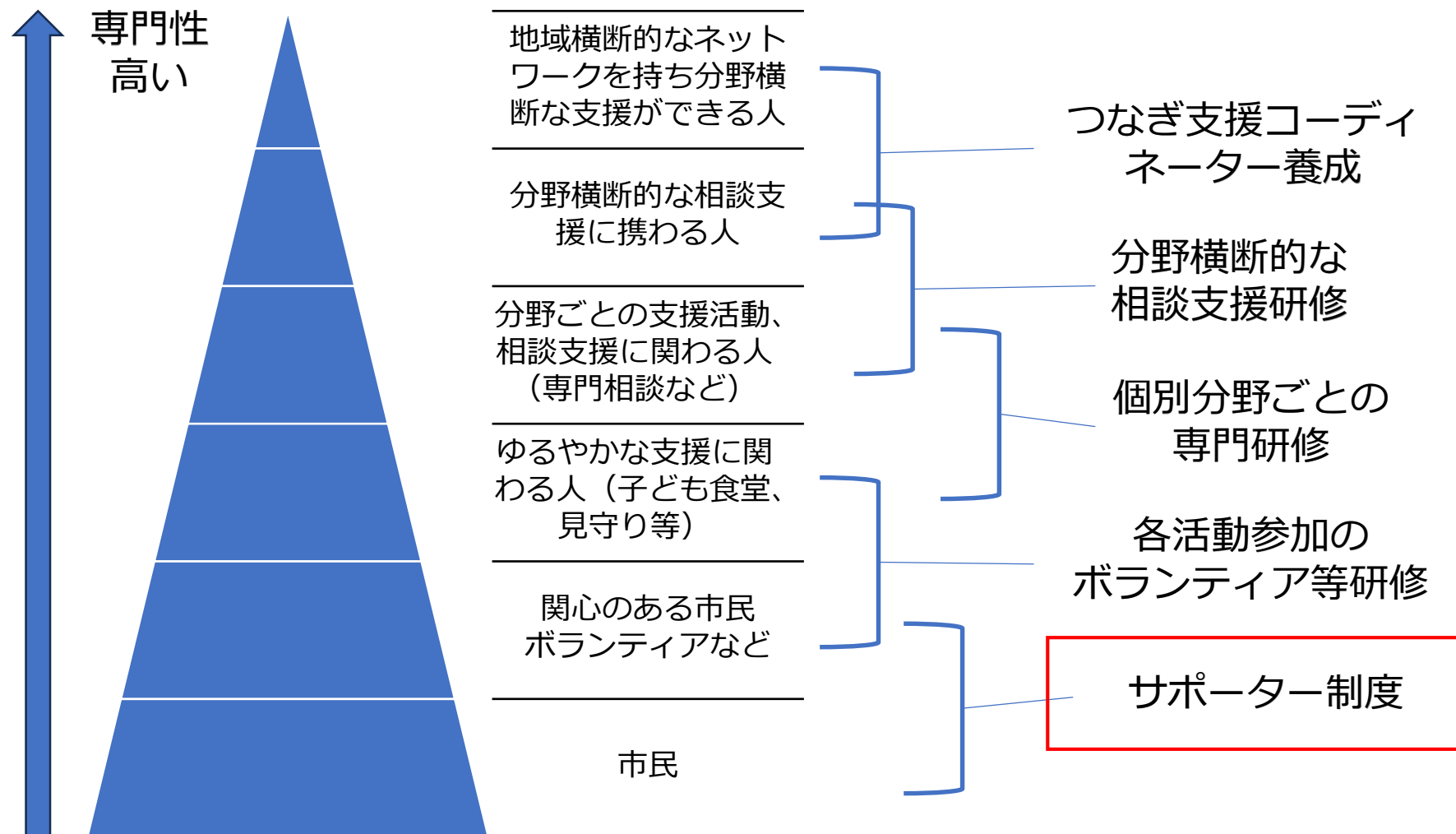
2. 支援者養成用のサポーター制度

多様な主体が「支援」に参画できるような**人材育成**や、すでに「支援」に携わっている人が**より高度で領域横断的な「支援」に携われるような人材育成、養成**を目的としたもの

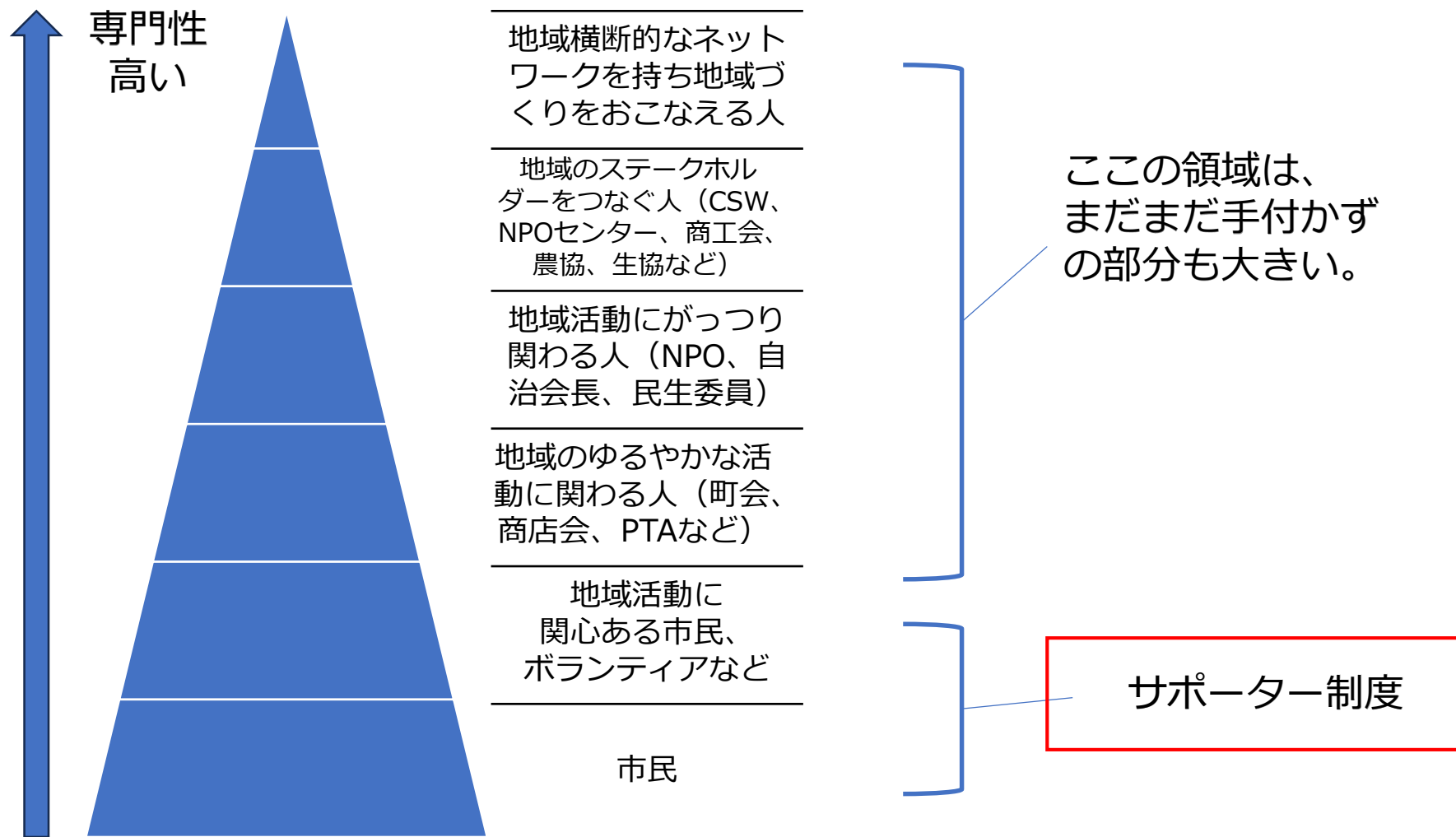
⇒両者では取り扱う内容に大いに隔たりがある

⇒両者を少し分けて整理する必要があるのではないかな？

支援の文脈でみた「階層整理」



支援だけではない地域活動の「階層整理」



サポーター制度の位置づけとは

支援活動と地域活動では重なる部分もあるが、性質の違いもある。
孤独・孤立対策を支援・福祉分野の領域でとらえると、対象が狭くなる。
既存の重層や自殺対策などの取り組みとの差異が見えにくくなる。

孤独・孤立対策は、福祉分野はもちろん、さまざまな地域活動や
市民活動が対象となる政策。
経済振興や教育、文化、芸術、スポーツや環境保護活動も含まれる。

支援の文脈はもちろん、地域活動としての文脈も含めた、
最初の入り口としてのサポーター制度は、

啓発系よりのサポーター制度

分科会 1 での議論のような「認知症サポーター養成事業」のように、
広く国民の理解や関心、関われる接点を作ることを目的としたもの。

が適しているのではないか。

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策推進法¹¹⁵に基づき、国・地方の孤独・孤立対策を強化する。特に、孤独・孤立対策推進本部など安定的・継続的な実施体制の整備、国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を促進する。また、孤独・孤立に関する普及啓発活動の集中実施やサポーター養成の仕組みの創設、民生委員・児童委員活動の推進など支援を求める声を上げやすく声を掛けやすい環境づくりを進め、孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動について、複数年契約の普及促進等による継続的な支援及び支援者支援など新たな支援策の具体化に取り組む。実態調査結果等を踏まえ、全省庁で孤独・孤立対策の視点を入れて施策を推進する。日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方¹¹⁶の活用、ひきこもり支援、新大綱¹¹⁷に基づく自殺総合対策¹¹⁶など重点計画¹¹⁷の施策を着実に推進する。

¹¹⁵ 令和5年法律第45号。2024年4月1日施行。

¹¹⁶ 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）。

¹¹⁷ 「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）。

骨太の方針でも「支援を求める声をあげやすく声を掛けやすい環境づくり」の文脈で記載されている



サポーター制度の講座の在り方について

啓発系のサポーター制度の目的が、**広く国民の理解や関心、関われる接点を作ること**、であることを想定すると下記のような整理が可能。

- ・ 孤独・孤立とは何か、というような初歩的な内容であること
- ・ 具体的には、小学生、中学生等でも参加でき、学べる内容であること
- ・ 地域の支援や地域の活動に関心をもってもらう内容であること
- ・ 一方的な講義というよりは、手を動かしたり、地域の活動を調べたりなどの内容であること
- ・ 分量的には45分～60分などの簡便なボリュームであること
- ・ 講師に特別な資質や能力を求めないテキスト、内容であること

文責：大西連（内閣官房孤独・孤立対策室政策参与）

具体的なテキスト案

目次案

アイスブレイク	自分が安心できる場所、時間は？	5分
孤独・孤立とは？	孤独・孤立の概要説明、施策の流れ	10分
セルフチェック	個人ワーク	7分
国の調査では？	実態把握調査の概要説明	7分
困ったときどうする？	どんな人に相談するかワーク	5分
相談先知ってる？	地域の相談先を把握するワーク	7分
地域活動を知ろう	地域のリソースリストの共有	3分
まとめ	地域でこんな動き始まっています	1分

計45分

令和 5 年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会について

令和 5 年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会については、以下の方向性で実施予定としていく。具体的な詳細については、おって検討の上、あらためて次回幹事会等で報告の予定。

1. 日程

令和 6 年 2 月 25 日前までの間で幹事選任（再任）に係る臨時総会を書面開催で調整。その上で、令和 6 年 3 月に通常総会をオンライン開催で調整。

※ 2 月 25 日に幹事の任期満了のため 2 月 25 日以前に幹事改選を行う必要がある。

《参考》

- ・ 設立総会：令和 4 年 2 月 25 日
- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約
(幹事の任期)

第 19 条 幹事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

2. 開催方法

- ・ 開催はオンライン開催。(なお、希望により幹事団体は会議室対面方式を検討。)
- ・ 議決は、会員によるオンライン事前議決を想定

3. その他

- ・ 令和 4 年度総会と同様に、総会後に関連イベントを予定。
(関連イベントはおって検討予定)

《参考：令和 4 年度関連イベント》

「地方における官民連携の在り方について」 (14:00~16:00)

1. 開会

2. プログラム

○事例紹介（6 自治体）埼玉県、徳島県、青森県、山形市、須坂市、府中市地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに取組む事業者から事例紹介を行う。

○質疑応答

○意見交換 分科会で得られた方向性や重点計画に掲げる内容等も踏まえつつ、幹事団体や会員との意見交換を行う。

令和 5 年度 地域における孤独・孤立対策に関する N P O 等の取組モデル調査
中間報告会概要

2023/11/10

【開催日時】

午前の部：11 月 10 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

午後の部：11 月 10 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分

【出席者（担当者除く）】

午前の部：採択団体 20 団体 山本室長、大西参与、石田委員、若菜委員、高橋委員

午後の部：採択団体 26 団体 山本室長、大西参与、石田委員

【プログラム（午前の部）】109 分想定

（1）10:00 開始（事務連絡） 3 分

（2）10:03 開会挨拶（内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本室長） 5 分

（3）10:08 中間報告 96 分

- | | | | |
|---------|----------------|----------------------|------|
| ・ 10:08 | グループ A（7 団体程度） | ： 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン | 21 分 |
| ・ 10:29 | 総括（審査委員＋大西参与） | ： 1 人あたり 3 分程度の総括 | 12 分 |
| ・ 10:41 | グループ B（6 団体程度） | ： 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン | 18 分 |
| ・ 10:59 | 総括（審査委員＋大西参与） | ： 1 人あたり 3 分程度の総括 | 12 分 |
| ・ 11:11 | グループ C（7 団体程度） | ： 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン | 21 分 |
| ・ 11:32 | 総括（審査委員＋大西参与） | ： 1 人あたり 3 分程度の総括 | 12 分 |

（4）11:44 閉会挨拶（内閣官房澤瀬参事官） 5 分

【プログラム（午後の部）】 119 分想定

（１） 14:00 開始（事務連絡） 3 分

（２） 14:03 開会挨拶（内閣官房孤独・孤立対策担当室 山本室長） 5 分

（３） 14:08 中間報告 108 分

- ・ 14:08 グループ D（6 団体程度） : 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン 18 分
- ・ 14:26 総括（審査委員＋大西参与） : 1 人あたり 3 分程度の総括 6 分
- ・ 14:32 グループ E（5 団体程度） : 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン 15 分
- ・ 14:47 総括（審査委員＋大西参与） : 1 人あたり 3 分程度の総括 6 分
- ・ 14:53 グループ F（4 団体程度） : 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン 12 分
- ・ 15:05 総括（審査委員＋大西参与） : 1 人あたり 3 分程度の総括 6 分
- ・ 15:11 グループ G（6 団体程度） : 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン 18 分
- ・ 15:29 総括（審査委員＋大西参与） : 1 人あたり 3 分程度の総括 6 分
- ・ 15:35 グループ H（5 団体程度） : 1 団体あたり 3 分程度のプレゼン 15 分
- ・ 15:50 総括（審査委員＋大西参与） : 1 人あたり 3 分程度の総括 6 分

（４） 15:56 閉会挨拶（内閣官房澤瀬参事官） 3 分

【オンライン URL（午前部・午後の部共通）】

[ここをクリックして会議に参加してください](#)

会議 ID: 438 954 417 402

パスコード: vd2Gio

以上

■午前の部（20団体）

<居場所・交流の場の対象とする主な属性>

〈居場所・交流の場に呼び込む主な仕掛け〉

区分		多世代	こども・若者	子育て世代	中高年	困難を抱える者
グループA 7団体	体験/学び/遊び	2_WATALIS 3_Arts Alive 4_むすびえ 5_わんず	6_サンカクシャ 7_地域で子どもを育む会②			1_チャンス
グループB 6団体	食の提供	1_フードバンク八王子 2_こまちぶらす	3_ソーシャルペタゴジーネット 4_SGSG			
	地域貢献・仕事	5_九十九里ホーム	6_NIMO ALCAMO			
グループC 7団体	イベント	1_抱樸 2_カーサグランデ 3_大牟田未来共創センター				4_坂井市国際交流協会
	上記のミックス	5_子育て応援ワクワクピース	6_岡山NPOセンター	7_ハピママメーカープロジェクト		

■午後の部（26団体）

<居場所・交流の場の対象とする主な属性>

居場所・交流の場に呼び込む主な仕掛け

区分		多世代	こども・若者	子育て世代	中高年	困難を抱える者
グループD 6団体	相談		1_トナリビト	2_ウェルネスサポートLab 3_LivEQuality HUB 4_ママの孤立防止支援協会		5_生きづらさインクルーシブデザイン工房 6_ほっとプラス
グループE 5団体	体験/学び/遊び		1_たねとしずく 2_育て上げネット 3_芸術家と子どもたち 4_CLACK		5_SKY	
グループF 4団体	地域貢献・仕事				1_かかみああと 2_ふらっと 3_しんしろドリーム荘	4_やどかりサポーター鹿児島
グループG 6団体	食の提供	1_教育支援協会南関東②	2_アクションタウンラボ②			
	体験/学び/遊び		3_たのつく② 4_よだか総合研究所			
	地域貢献・仕事	5_CONNECT② 6_青空プロジェクト②				
グループH 5団体	イベント	1_福岡終活・相続支援センターみらいあん② 2_Shien②				3_ハレトケの会②
	上記のミックス	4_街の家族② 5_森ノオト②				

中間報告会 団体個票 1/3

団体名	特定非営利活動法人しんしろドリーム荘		
取組名	空家再生型メンズシェッドとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策事業		
対象地域	愛知県新城市	支援対象者	孤独化しやすい男性高齢者

取組の実施状況

背景・目的	本取組を始めた背景は、当団体が10年行っている高齢者コミュニティーサロン活動「うたごえサロン」などの居場所づくり活動に、男性の参加者は1割程と少なく、男性固有のニーズを満たす居場所づくりが必要との課題がありました。 男性が人と交わるためにはプライドが満足する役割が必要であることに着目し、地域の課題である空家問題の対策を掲げた「空家再生型メンズ・シェッド」が有効と考えました。さらに、当団体所在の奥三河地域に古くからある「おやじ講」という男性の交流会を再生する楽しみを加えて、自主的に地域づくりが進んで行く仕組みをつくることを目的としました。
取組内容	現在実施している取組は、 ・実行委員7名により毎月2回の実践的な活動を行っています。 ・実行委員が中心となり、新城市全域を調査し、空家再生型のメンズシェッド（男の小屋）の種地探しを行っています。 ・具体的な実施地を八名井地区の炭焼き小屋跡地に選定し、地元住民とともに整備し寄り合える場所づくりを行いました。 ・10/25おやじ講を行い、報道機関へ情報発信を行いました。 ・その結果、地元の古民家に移住した住民と連携することとなりました。
連携先	・新城市社会福祉協議会の地域連携担当者1名を実行委員会に参加していただいています。 ・八名井地区区長、炭焼き小屋跡地の所有者の協力のもと、空家再生型メンズシェッドが具体的に形になってきました。 ・認定NPO法人東三河後見センター代表理事に実行委員に就任していただき、孤独・孤独の専門的見地を享受しています。 ・元新城市役所福祉課長、元新城市社会福祉協議会専務理事に実行委員に就任していただき、孤独・孤独の専門的見地を享受しています。 ・一級建築士に実行委員に就任していただき、メンズシェッドの建築上の専門的見地を享受しています。

苦勞・工夫した点

- ①お遊戯的な居場所を嫌い、独りの方が気軽という男性高齢者を孤立から救い出すという課題に対して、空家再生型メンズシェッド（男の小屋）をつくることで解決しようとするものですが、そこでの工夫は・・・
 - ・地域の空家問題を解決できるのは、空家の権利者のハンコを持つ男性高齢者の力を借りるしかないというプライドをくすぐること
 - ・孤独は、最大の病理であり、独りで居ると医療費・介護費を子や孫の世代から吸い上げることになるがそんなことでいいのか責任感に訴えること
 このような男性高齢者の心に響く啓発活動を行うように工夫しました。
- ②現時点で、先導的メンズシェッドとして、新城市八名井地区にあった旧炭焼き小屋を「八名井メンズシェッド」と称し、とりあえず小ざっぱりと整え、「おやじ講」と称する勉強会を開催、その際に内外に告知するために記者発表をしました。
- ③新聞掲載を機に八名井地区内に古民家を再生して食事処をやろうとする方が仲間に加わり、地域づくりの輪が広がっていく可能性が高まっています。

現時点での成果と今後の課題 (日常生活環境における予防、つながり醸成等の観点で)

本活動は、地域づくりから孤独・孤立対策推進を進める点が特長です。現時点では、

- ①世界一孤独といわれる日本の男性高齢者にターゲットを絞ったこと・・・良好
- ②地域問題である「空家対策」に権限者の男性高齢者の役割設定をしたこと・・・良好
- ③先進的高齢率38.4%の新城市で、介護・医療費を削減し若者負担を減らすために最悪の病理である孤独・孤立を無くすことを本活動の錦の御旗としたこと・・・良好

今後の課題は、

- ①7人のコアメンバーが新城市内10か所を目標に空家再生型メンズシェッドを創出する。
- ②先導事例の八名井メンズシェッドが地区の方々に愛され人が常に集まる場となること。



中間報告会 団体個票 3/3

事業により達成したい目標	目標に対する現時点での達成状況	団体として達成したい中長期的な目標
- 当NPO法人は、全人格にかかわる目的として、福祉増進、教育、まちづくり、学術・文化・芸術、環境保全、子どもの健全育成、情報化推進及び中間支援を行います。これらの目的達成のために、新法である孤独・孤立対策推進法の施行を大きなチャンスと捉え、総合的まちづくりを進めていきます。 - 全ての活動分野で必要となるのは、人を集めることであり、結果的に孤独・孤立対策となるために、この孤独・孤立対策という新しいキーワードは、NPO活動において有効に働くものと期待します。 - 当NPO法人でも一般的にも、高齢男性は支援を求めることが苦手であるがために、支援から抜け落ちる傾向にあり、本事業により、そこに光をあてる工夫をしていきたい。	- 空家であった炭焼き小屋を、地権者の意思を盛り上げて、共に再生できたことは、予想以上の成果でした。 - 新聞社の記者におやし講に加わって頂き、本事業の社会性に共感し意気投合でき、大きく報道していただき、さらに今後の協力も取り付けたことは、今後も大きな力となります。 - メンズシェッド＝男の秘密基地、というワクワクするイメージづくりが功を奏して、新城市内の巷のうわさになっており、今後の進展が期待できます。	- 地域づくりの古くて新しいキーワードとして孤独・孤立対策を掲げ、今後とも着実に活動を進めたい。 - 若い高齢者が先輩の高齢者を支える地域づくりシステムを数多く考案し、若い人に高齢者が迷惑をかけない社会づくりためにも孤独・孤立対策を進めます。 - 不用品を置いて行き欲しい人が勝手に持って行くリユース小屋やおもちゃの病院を空家再生型メンズシェッドで作り、世代間が交流することで活力ある地域づくりをします。

令和 6 年度概算要求 孤独・孤立対策の主な施策について

令和 5 年 1 0 月

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立対策は、「孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月26日改定孤独・孤立対策推進会議決定）」の4つの基本方針 ①**孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること**、②**状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげること**、③**見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと**、④**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化することを柱に、施策を展開する。**

①孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

○孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

(内閣府)

- ・孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (0.5億円)

(法務省)

- ・在留外国人に対する基礎調査 (0.1億円)

○支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

(内閣官房)

- ・孤独・孤立対策用ホームページの運用 (0.3億円)

○声を上げやすい環境整備

- ・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(外務省)

- ・困窮邦人等対策(0.3億円)

(厚生労働省)

- ・自殺対策に係る広報の実施 (0.8億円の内数)

(法務省)

- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化 (2.3億円の内数)

②状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

○相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

・包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多元的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進

（内閣府）

- ・DV被害者等セーフティネット強化支援事業（5.2億円）
- ・性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金（5.4億円）
- ・性暴力被害者等相談体制整備事業（コールセンター運営等）（2.1億円）

（こども家庭庁）

- ・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業【新規】（164.3億円の内数＋事項要求）

（文部科学省）

- ・専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等、いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の114.4億円の内数）

（厚生労働省）

- ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置（地域自殺対策強化交付金45.7億円の内数）
- ・寄り添い型相談支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金509.0億円の内数）

（法務省）

- ・無戸籍者問題解消事業（0.6億円）

（外務省）

- ・在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託【新規】（0.1億円）

（総務省）

- ・行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援（8.2億円の内数）

○人材育成等の支援

・相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

（文部科学省）

- ・スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業（89.5億円）

（厚生労働省）

- ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業、ひきこもり支援実施機関職員に対する研修事業（生活困窮者自立支援制度関連予算590.8億円の内数）
- ・重層的支援体制構築推進人材養成事業（0.3億円の内数）
- ・ゲートキーパーの養成・支援（地域自殺対策強化交付金45.7億円の内数）

③ 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

○居場所の確保

・多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

(内閣府)

- ・孤独・孤立対策推進交付金（仮称）【新規】（3.2億円）

(こども家庭庁)

- ・こどもの居場所づくり支援体制強化事業（仮称）【新規】（3.7億円＋事項要求）
- ・ひとり親家庭等生活向上事業（母子家庭等対策総合支援事業費補助金164.3億円の内数＋事項要求）
- ・地域子育て支援拠点事業（1,920.3億円＋事項要求の内数）
- ・社会的養護自立支援拠点事業（208.4億円）
- ・ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業【新規】（24.5億円）

(法務省)

- ・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保（75.8億円）
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援（50.8億円の内数）

(文部科学省)

- ・不登校支援等総合推進事業（11.2億円）

(厚生労働省)

- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立支援制度関連予算590.8億円の内数）
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度関連予算590.8億円の内数）

(農林水産省)

- ・食品事業者からの未利用食品提供の推進等（1.0億円）
- ・食品アクセス確保対策推進事業【新規】（2.0億円）
- ・食品アクセス支援団体活動支援事業【新規】（10.0億円）

(国土交通省)

- ・孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者の居住環境における交流創出に対する支援（社会資本整備総合交付金等の内数）

○アウトリーチ型支援体制の構築

・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

(消費者庁)

- ・孤独・孤立化する消費者対応モデル事業（0.9億円の内数）
- ・地方消費者行政強化交付金（28.0億円の内数）

(復興庁)

- ・コミュニティ形成支援事業、「心の復興」事業（被災者支援総合交付金97.8億円の内数）

(文部科学省)

- ・地域における家庭教育支援基盤構築事業（0.8億円の内数）

(厚生労働省)

- ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業、ひきこもり支援推進事業（生活困窮者自立支援制度関連予算590.8億円の内数）

③ 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

○保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

(文部科学省)

- ・博物館機能強化推進事業（7.0億円の内数）

(厚生労働省)

- ・保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業（1.0億円の内数）

(環境省)

- ・国立公園満喫プロジェクト推進事業（17.2億円の内数）

○地域における包括的支援体制の推進

- ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(こども家庭庁)

- ・支援対象児童等見守り強化事業、ヤングケアラー支援体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業補助金208.4億円の内数）
- ・地域における子供・若者支援体制の整備推進（0.5億円の内数）

(法務省)

- ・少年鑑別所(法務少年支援センター)における地域援助（0.6億円）

(厚生労働省)

- ・重層的支援体制整備事業（348.5億円の内数）
- ・困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業、若年被害女性等支援事業（困難な問題を抱える女性支援推進等事業27.0億円の内数）

(環境省)

- ・地域における効果的な熱中症予防対策の推進（4.6億円の内数）

(消費者庁)

- ・孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等（0.5億円）

④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

○孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動（人材育成を含む）への安定的・継続的なきめ細かな支援

次ページ参照

○NPO等との対話の推進、連携の基盤となるプラットフォームの形成支援、行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

・全国レベルや地域における行政、民間、NPO等の連携体制の構築等

(内閣府)

- ・NPO等の連携に関する経費（0.3億円）
- ・孤独・孤立対策推進交付金（仮称）【新規・再掲】（3.2億円）

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への主な支援策

省庁	事業名	令和6年度 概算要求額
内閣府	孤独・孤立対策推進交付金(仮称)【新規】 ・地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進や、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援	3.2億円
	地域女性活躍推進交付金(寄り添い支援型プラス・つながりサポート型) ・地方自治体がNPO等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援等	3.4億円
こども家庭庁	こどもの居場所づくり支援体制強化事業(仮称)【新規】 ・NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施	3.7億円の内数
	ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等における居場所づくりを支援	164.3億円の内数 ＋事項要求
	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業【新規】 ・要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援	24.5億円
外務省	在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託【新規】 ・在外邦人からのチャット相談をNPOに委託することにより、相談体制の強化等を支援	0.1億円
厚生労働省	地域自殺対策強化交付金 ・NPO等が行う自殺防止対策(電話・SNSを通じた相談等)の支援	45.7億円の内数
農林水産省	食品事業者からの未利用食品提供の推進等 ・フードバンク等を通じた食品ロスの削減等を支援	1.0億円
	食品アクセス確保対策推進事業【新規】 ・地域の食に関する関係者が連携する体制の構築を支援すると共に、食品アクセス確保の取組の全国的な普及を推進	2.0億円
	食品アクセス支援団体活動支援事業【新規】 ・地域で食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援	10.0億円
国土交通省	居住支援協議会等活動支援事業 ・NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する居住支援活動への補助	12.6億円

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算要求額 **3. 2億円**【重要政策推進枠】
（新規）

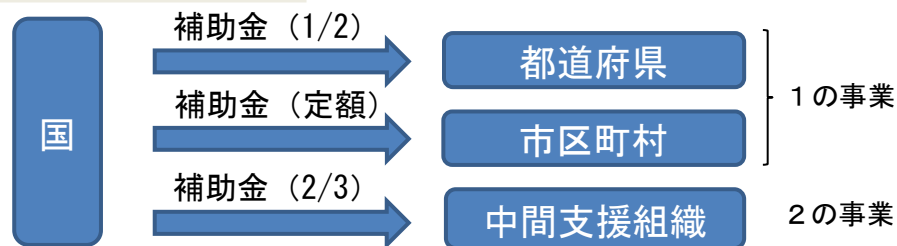
事業概要・目的

- 令和6年4月の孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の施行による孤独・孤立対策の本格的実施に当たっては、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな対応を行う地方公共団体やNP0等の役割は極めて重要です。同法においては、その責務や関係者の連携及び協力が規定されたところです。
- しかしながら、地方公共団体の取組には大きな差がみられ、地方における孤独・孤立対策の連携体制や推進状況は不十分です。また、現場で支援活動を実践するNP0等の個々の運営基盤は弱く、広域的活動を行う中間支援組織による、いわゆる支援者支援が必要です。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NP0等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNP0等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

事業イメージ・具体例

- 1 地方における孤独・孤立対策推進事業
都道府県及び市区町村を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援します。
（事業内容）
・ 地域における担い手の把握・見える化、連携・協働体制の構築、当該地域における孤独・孤立の状況の把握、セミナー・ワークショップの開催、広報活動、相談窓口設置、人材の養成・資質向上、市区町村の支援（※）など
※実施主体が都道府県の場合
- 2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業
広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNP0等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援します。
（事業内容）
・ NP0等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
・ 関係者間のネットワーク形成の促進や支援物資・サービスのマッチングシステムの構築など

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となり連携・協働体制を構築することで、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNP0等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（孤独・孤立対策担当室）

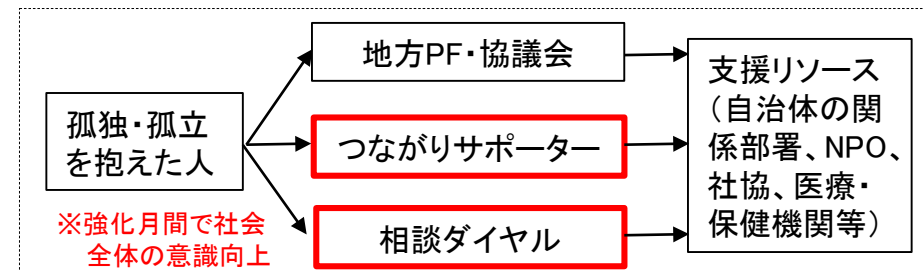
5年度補正予算要求額 4. 1 億円

事業概要・目的

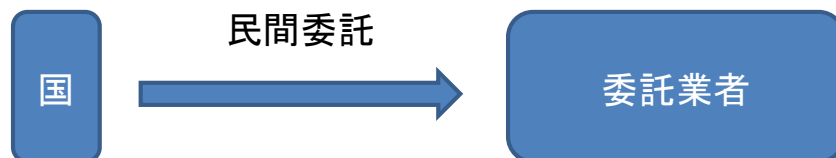
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①全国統一相談窓口から地域の支援につながる持続可能な仕組みの開発、②地域の一般市民サポーター（つながりサポーター）を通じて当該地域の支援につながる取組の普及に取り組めます。
- 5月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた国民への周知活動においてこれらの活動を紹介し、利用者・実施協力者の拡大を図るとともに、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- 国の統一的な相談窓口を設け、全国からの相談に対応し支援につなぎます。SNS相談との併用、国の窓口⇒県の総合相談窓口⇒市の支援機関への連携の試行、などにより、持続可能な仕組開発につなぎます。
- 人の困難に気づいて支援機関につなぐ、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」を普及させます。
- 強化月間での取組を通じて改善を図り、孤独孤立問題・つながることの大切さの国民意識を向上させます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものである。

地域における孤独・孤立対策モデル調査（孤独・孤立対策担当室）

5年度補正予算要求額 3. 3億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような活動の拡大を図るためには、地方公共団体（市区町村）が構築する関係者の連携・協働体制の下、NPO等が主体となった取組が必要ですが、「孤独・孤立対策推進のための官民連携の枠組み」や「日常生活における対応」の具体的なイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、官民連携プラットフォームのモデルとともに、日常の様々な分野における「緩やかなつながりづくり」に係る取組モデルを構築し、その成果の全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 1 地方版官民連携プラットフォーム事業
地方公共団体（市区町村）を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。
- 2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業
NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

資金の流れ



- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の連携モデルや取組モデルの蓄積が進み、多様な担い手が育成され、地域における孤独・孤立対策が加速化されます。